

平成28年度

食の安全・安心・信頼性の確保
に向けた施策に関する報告書

～3期計画に基づく実績報告～

平成29年9月

栃木県

食の安全・安心・信頼性の確保 に向けた施策に関する報告について

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（平成
18年栃木県条例第39号）第18条の規定により、食の安
全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書を提出
します。

平成29年9月20日

栃木県知事 福田 富一

目 次

I	はじめに	1
II	3期計画に基づく事業の実施状況	1
	1 3期計画について	1
	2 施策体系一覧	2
	3 平成28年度の指標の達成状況	3
	4 事業の実績	
	基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保	
	生産段階における安全と信頼の確保	
	(1)安全な農産物の生産の推進	4
	(2)生産者等に対する監視指導の強化	6
	製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保	
	(3)食品営業者等による自主衛生管理の推進	8
	(4)食品営業者等に対する監視指導の強化	12
	適切な表示等による安全と信頼の確保	
	(5)食品表示の適正化の推進	14
	(6)トレーサビリティの推進と生産情報公開の促進	16
	消費段階における安全と信頼の確保	
	(7)食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進	18
	(8)消費者相談体制の充実・強化	22
	(9)食育の推進	24
	基本目標2 環境に配慮した生産から消費に至る活動	
	(1)環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進	26
	(2)環境にやさしい食生活の促進	28
	(3)資源の再利用の促進	30
	基本目標3 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解の推進、信頼関係の確立	
	(1)県民、事業者、行政間の情報共有の推進	32
	(2)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	34
	(3)リスクコミュニケーションの推進	36
	基本目標4 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化	
	(1)放射性物質対策を含めた食品安全行政の総合的推進	38
	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	40
	(3)安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進	42
	(4)健康危機管理体制の強化	44
III	危害情報の申出	46
IV	施策の提案	46
V	とちぎ食の安全・安心推進会議の開催	47
	用語解説	49

I はじめに

食の安全・安心の確保に関して講じた施策については、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」（以下「条例」という。）第18条の規定により、毎年度、県議会に報告するとともに、県民に公表することとしています。

本報告書は、条例第8条の規定により策定した「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（3期計画）」（以下「3期計画」という。）に基づき、平成28年度に講じた施策の実施状況及び目標達成状況（評価）について取りまとめたものです。

3期計画では、食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、食を取り巻く状況の変化と課題を踏まえ、より一層生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指しています。

〔報告の内容〕

- ◎ 指標を設定した項目を一覧にまとめ、年度目標の達成状況について評価を行いました。
- ◎ 3期計画の基本目標ごとに平成28年度に講じた個別の事業内容と実績を記載しました。
- ◎ 今後目標を達成するために取り組む内容について、施策の展開として取りまとめました。

II 3期計画に基づく事業の実施状況

1 3期計画について

(1) 趣旨

食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、食を取り巻く状況の変化と課題を踏まえ、より一層生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指します。

○条例の基本理念（第3条）要旨

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、県・事業者が必要な措置を講ずる。
- 2 県・事業者・県民が、それぞれの責務・役割を果たし、相互の信頼の下に取り組む。
- 3 科学的知見に基づき、県が国・市町と連携協力して適切な施策を講ずる。
- 4 県・事業者の積極的な情報の公開及び県民との意見交換等による情報の共有化を推進して、共通認識の形成を図る。
- 5 食品の生産及び流通の過程において、循環型社会の視点に配慮する。

(2) 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5か年

ただし、社会情勢の変化や制度改正によって見直しが必要になった場合には、随時適切な見直しを行うこととしています。

(3) 計画の基本的な考え方

- 生産から消費に至る一貫した食品の安全性と信頼性の確保
- 関係者の相互理解と協働の推進
- 食の安全と信頼を支える体制の充実と関係機関の連携強化

2 施策体系一覧

基本目標		施策目標	施策の展開(個別事業)	条例の該当条項
1 生産から消費に至る安全と信頼の確保	生産段階における安全と信頼の確保	(1)安全な農産物の生産の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進(経営技術課) ・家畜生産衛生の向上(畜産振興課) ・放射性物質対策による安全な農産物等の生産の推進(経営技術課 ほか) 	9条 10条 15条
		(2)生産者等に対する監視指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用及び販売者に対する監視・指導の実施(経営技術課) ・畜産における監視・指導の実施(畜産振興課) ・水産における監視・指導の実施(生産振興課) 	
	製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保	(3)食品営業者等による自主衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎハサップを含むHACCP等による自主衛生管理の推進(生活衛生課) ・HACCPによる衛生管理の普及啓発(生活衛生課) ・6次産業化に向けた安全確保に係る支援(農政課、生活衛生課) ・産業技術センターにおける食品安全のための技術支援(工業振興課) ・学校給食施設における衛生管理の充実(健康福利課) ・放射性物質対策による安全な食品の製造等の支援(工業振興課、農政課) 	9条 10条 15条
		(4)食品営業者等に対する監視指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県食品衛生監視指導計画の策定(生活衛生課) ・計画的かつ効果的な監視指導及び食品検査の実施(生活衛生課) ・ノロウイルス等を原因とする食中毒予防対策の充実(生活衛生課) ・給食施設における衛生管理等の指導徹底(健康増進課、健康福利課、生活衛生課) ・いわゆる健康食品の監視指導の実施(業務課) 	
	適切な表示等による安全と信頼の確保	(5)食品表示の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法等に基づく適正な食品表示の普及啓発(生活衛生課、くらし安全安心課、健康増進課、農政課) ・食品表示に関する指導の強化と関係機関との連携(生活衛生課、くらし安全安心課、健康増進課、農政課) 	9条 10条 15条
		(6)トレーサビリティの推進と生産情報公開の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産履歴の記載と情報公開の促進(農政課、経営技術課) ・米流通適正化の推進(農政課) ・牛個体識別制度の円滑な推進(畜産振興課) 	
		(7)食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施(生活衛生課、くらし安全安心課、健康増進課、農政課) ・子どもの頃からの食品の安全性に関する学習推進(生活衛生課) ・地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援(健康増進課、生活衛生課) ・各種媒体を活用した食品安全情報発信の強化(生活衛生課、農政課、産業政策課、くらし安全安心課) ・放射性物質モニタリング検査結果の公表(農政課 ほか) 	
	消費段階における安全と信頼の確保	(8)消費者相談体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の表示や安全性等に関する相談体制の充実(生活衛生課、くらし安全安心課、健康増進課、農政課) ・「食と農の相談室」での相談対応及び理解促進(農政課) 	13条 16条 17条
		(9)食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の普及啓発(農政課、健康増進課、健康福利課、文書学事課、こども政策課) ・地産地消運動の展開(農政課) 	
	2 環境に配慮した生産から消費に至る活動	(1)環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ農業とちぎの理解促進と取組拡大(経営技術課、農村振興課、農地整備課) ・有機農業の推進(経営技術課) ・化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進(経営技術課) 	7条 9条 16条
		(2)環境にやさしい食生活の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減促進(農政課、健康福利課、文書学事課、こども政策課、廃棄物対策課、生活衛生課) ・CO₂排出量等の削減の取組促進(農政課、廃棄物対策課) 	
		(3)資源の再利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組促進(農村振興課、廃棄物対策課) ・食品廃棄物等の再資源化意識の啓発(廃棄物対策課、生活衛生課) 	
3 県民、事業者、行政間の情報共有と相互理解の確立	(1)県民、事業者、行政間の情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性等に関する情報公開の推進(生活衛生課 ほか) ・食品衛生情報等の共有(生活衛生課) ・食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供(生活衛生課) 	11条 13条	
	(2)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する体験機会の拡大(農政課、林業木材産業課、畜産振興課) ・事業者と消費者の理解促進(農政課、農村振興課、経済流通課、生活衛生課) 		
	(3)リスクコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションによる相互理解の推進(生活衛生課、農政課) ・他機関と連携、協力した取組の推進(生活衛生課) 		
4 食の体制の安全と信頼の確保強化のための	(1)放射性物質対策を含めた食品安全行政の総合的推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な食品安全行政の推進(生活衛生課 ほか) ・県民参加による食品安全行政の推進(生活衛生課) ・他機関との連携強化(生活衛生課) ・放射性物質に係る安全管理体制の確保(農政課 ほか) 	12条 13条 14条 17条 19条	
	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上(畜産振興課、生活衛生課) ・食品衛生検査における検査体制の充実及び信頼性確保(生活衛生課、農政課、林業木材産業課) ・監視指導及び検査に係る関係機関との連携強化(生活衛生課) ・食品衛生に係る指導者の育成(生活衛生課) ・農薬使用に係る指導者の育成(経営技術課) 		
	(3)安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な農産物等の生産に寄与する試験研究の推進(経営技術課、畜産振興課、林業木材産業課) ・残留農薬等検査の効率化(生活衛生課) 		
	(4)健康危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理体制の強化(生活衛生課 ほか) 		

3 平成28年度の指標の達成状況

本計画では、条例の基本理念に基づき、生産から消費に至る各段階における施策を総合的かつ計画的に推進するため、4つの基本目標、19の施策目標を掲げ、57の個別事業を実施しました。

57の個別事業のうち、年度別の指標を設定した16項目について達成状況を見ると、全ての項目で年度目標を達成（○）しており、未達成（△）の項目はありませんでした。

基本目標	施策目標	個別事業	指標		
			設定項目	達成状況	
				○	△
基本目標1 生産から消費に至る 安全と信頼の確保	(1)安全な農産物の生産の推進	3	2	2	
	(2)生産者等に対する監視指導の強化	3	3	3	
	(3)食品営業者等による自主衛生管理の推進	6	3※	1	
	(4)食品営業者等に対する監視指導の強化	5	2	2	
	(5)食品表示の適正化の推進	2	1	1	
	(6)トレーサビリティの推進と生産情報公開の促進	3	1	1	
	(7)食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進	5	2	2	
	(8)消費者相談体制の充実・強化	2	0		
	(9)食育の推進	2	0		
基本目標2 環境に配慮した生産から 消費に至る活動	(1)環境と調和のとれた生産活動 “エコ農業とちぎ”の推進	3	1	1	
	(2)環境にやさしい食生活の促進	2	0		
	(3)資源の再利用の促進	2	0		
基本目標3 県民、事業者、行政間の 情報の共有と相互理解の 推進、信頼関係の確立	(1)県民、事業者、行政間の情報共有の推進	3	0		
	(2)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	2	0		
	(3)リスクコミュニケーションの推進	2	1	1	
基本目標4 食の安全と信頼の確保の ための体制の充実及び連 携強化	(1)放射性物質対策を含めた食品安全行政の 総合的推進	4	0		
	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並び に人材の育成	5	1	1	
	(3)安全な食品を生産するための技術開発と 食品安全に関する研究の推進	2	1	1	
	(4)健康危機管理体制の強化	1	0		
全 体		57	18※	16	

※基本目標1(3)の「HACCPに取り組む施設数」、「学校給食施設のドライシステム又はドライ運用実施率」の2項目は、計画最終年度の平成32年度に目標値を設定

4 事業の実績

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

生産段階における安全と信頼の確保

(1) 安全な農産物の生産の推進

施策目標

農産物の生産において、GAP（農業生産工程管理）の精度向上や、畜産農家の更なる飼養衛生管理の向上を図るとともに、放射性物質対策を講じ、より安全な農産物の供給を推進します。

指標と実績

年度(平成)		基準 26年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
指標名(単位)	指標	(27年度)	33組織	39組織	45組織	50組織	58組織
	実績	28組織 14%	17%	20%	23%	26%	30%
GAPの実践及び農場点検(内部点検や第三者認証などの取組)を行う組織(組織数・割合)	指標	9	18	19	20	21	22
	実績		18				
原木しいたけの出荷制限一部解除市町数(22市町中)(市町)	指標						
	実績						

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進	GAPの導入促進と精度向上 ・GAP実践組織数 うち、農場点検(内部点検や第三者認証など)を実施した組織数	173組織/192組織 36組織/192組織 (19%)	経営技術課
	GAP指導者の養成 ・GAP指導者養成講座の開催	6/16~17開催(2日間) 養成指導者数23人	
②家畜生産衛生の向上	家畜の「飼養衛生管理基準」の遵守指導の徹底 ・畜産農家を指導	指導農家数 1,906戸	畜産振興課
	HACCP方式に基づく管理手法の指導	指導農家数 10戸	

主な施策	事業内容	実績	担当課
③放射性物質対策による安全な農産物等の生産の推進	土壌中放射性セシウムの農作物への吸収抑制対策 ・加里質肥料の導入支援	水稲・大豆・そば等 9,584ha	経営技術課
	原木しいたけ出荷制限解除の推進 ・出荷制限一部解除市町数	18市町	林業振興課
	農産物等の放射性物質モニタリング検査等の実施	別表のとおり (21ページ)	農政課 林業振興課 畜産振興課 生産振興課 農村振興課

今後の施策の展開

①GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進（経営技術課）

- ・農薬の適正な使用や作業者の衛生管理など、食品安全に関わる生産工程の正確な実施や記録、点検・評価を行うGAPの導入を促進します。
- ・GAP指導者の養成と、農場や産地への客観的な点検（農場点検）の導入により、「栃木県GAP規範」に基づく実践と、精度の向上を目指します。

②家畜生産衛生の向上（畜産振興課）

- ・畜産農家への巡回指導等により、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守、動物用医薬品の適正使用や疾病予防についての啓発・指導に努めます。
- ・生産者に対して、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」に基づく、HACCP方式の考え方を取り入れた飼養衛生管理について指導を行い、普及・定着に努めるとともに、認証取得の促進を図ります。

③放射性物質対策による安全な農産物等の生産の推進（経営技術課・林業木材産業課・農政課・畜産振興課・生産振興課・農村振興課）

- ・農作物における放射性物質の吸収を抑制するため、加里質肥料の導入を支援します。
- ・安全・安心な原木しいたけを消費者に提供していくため、原木しいたけ生産工程管理基準に基づく栽培方法を普及し、出荷制限の解除を進めていきます。
- ・放射性物質による県産農産物等への影響を確認し、安全性を確保するため、モニタリング検査等を実施し、基準値を超過した農産物等の流通を防止します。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

生産段階における安全と信頼の確保

(2) 生産者等に対する監視指導の強化

施策目標

農薬や動物用医薬品及び飼料の適正な使用・流通・販売を確保するため、監視・指導を徹底します。

指標と実績

指標名(単位)		年度(平成)	基準 26年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査数(件)	指標	201	201	200	200	200	200	200
	実績			200				
動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数(件)	指標	157	157	150	150	150	150	150
	実績			197				
養殖衛生管理に関する指導実施業者数(件)	指標	49	49	50	50	50	50	50
	実績			50				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①農薬の使用者及び販売者に対する監視・指導の実施	農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査	200件 (改善指導件数33件)	経営技術課
②畜産における監視・指導の実施	家畜伝染病予防法に基づく、牛海綿状脳症(BSE)をはじめとした監視伝染病(99疾病)の定期的検査の強化 ・BSE検査 ・牛のブルセラ病検査 ・牛の結核病検査 ・牛のヨーネ病検査	2,372頭 9,183頭 9,183頭 24,685頭	畜産振興課
	人獣共通感染症のサーベイランスの強化 ・高病原性鳥インフルエンザウイルス検査	家さん飼養農場31戸 (延べ130戸)	

主な施策	事業内容	実績	担当課
②畜産における監視・指導の実施	畜産物由来の薬剤耐性菌発現状況の調査分析と抗菌剤の適正使用の推進 ・サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌の薬剤耐性調査	サルモネラ菌 6 検体から 6 株分離 (4 薬剤に耐性を示した菌が 3 株あった) 黄色ブドウ球菌 9 検体から 9 株分離 (1 薬剤に耐性を示した菌が 2 株あった)	畜産振興課
	動物用医薬品、飼料に関する指導・検査 (内訳) ・動物用医薬品の販売、製造業者等に対する適正表示及び品質確認のための立入検査、収去検査 ・飼料の販売、製造業者に対する適正表示及び品質確認のための立入検査、収去検査 ・畜産農家立入による、薬剤の適正使用、治療履歴等の記録の有無等の確認調査	指導・検査数 197 件 立入調査 135 件 (許可証不掲示 1 件) 収去検査 2 件 (全て規格内) 立入調査 38 件 (全て適正) 収去検査 10 件 (全て適正) 12 件 (全て適正)	
③水産における監視・指導の実施	養殖魚生産業者を対象とした水産用医薬品の適正使用講習会や、衛生管理技術の向上を図るための巡回指導等の実施 (対象 6 2 件) ・水産医薬品適正使用指導等会議 ・巡回指導	2 回、参加者 54 人 巡回指導業者数 50 件	生産振興課

今後の施策の展開

①農薬の使用し者及び販売者に対する監視・指導の実施 (経営技術課)

- ・農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査を計画的に実施し、農薬の適正使用と販売の適正化の徹底を図ります。

②畜産における監視・指導の実施 (畜産振興課)

- ・家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の定期検査を実施するとともに、人獣共通感染症のサーベイランス (定期的な検査等による感染動向の監視) や薬剤耐性菌の発現状況等調査などの安全性に関する監視を強化します。
- ・生産現場での安全性のチェックのため、動物用医薬品や飼料の品質確認及び流通・使用の適正化について、製造販売業者や畜産農家への立入検査、収去検査等を実施します。

③水産における監視・指導の実施 (生産振興課)

- ・県内の養殖生産者の魚病発生状況や病原菌の薬剤感受性等を把握することにより、魚類防疫対策や水産用医薬品に対する的確な指導を行い、安心できる水産物の提供を目指した養殖衛生管理の普及・指導に努めます。

基本目標 1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

(3) 食品営業者等による自主衛生管理の推進

施策目標

より安全性の高い食品を供給するため、食品関係施設におけるHACCPによる自主衛生管理の推進や食品の安全性に関する知識・技術の習得を支援します。

指標と実績

指標名(単位)		年度(平成)	基準 26年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
HACCPに取り組む施設数 (累計:施設)	指標							400
	実績		48	(76)				
HACCPの普及に関する講習会 受講者数(累計:人)	指標		191	6,000	12,000	18,000	24,000	30,000
	実績			6,363				
学校給食施設のドライシステム 又はドライ運用実施率(%)	指標		97.9					100
	実績			(98.9)				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①とちぎ HACCP を含む HACCP 等による自主衛生管理の推進	食品営業施設の従事者等に対する自主衛生管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生講習会の開催 (講師派遣を含む) 衛生講習会(大量調理施設従事者)の開催 食品衛生責任者再教育講習会の開催 	93回、参加者 5,137人 5回、参加者 460人 69回、参加者 6,055人	生活衛生課
	HACCPによる自主衛生管理の取組促進 (食品事業者に対するHACCP導入の支援) <ul style="list-style-type: none"> HACCPサポートセミナー開催 民間活力を利用した個別支援、モデル事業(委託事業)の実施 	1クール(3日間) 参加者 延べ 155人 個別支援 30施設 モデル事業 3施設	

主な施策	事業内容	実績	担当課
①とちぎ HACCP を含む HACCP 等による自主衛生管理の推進	とちぎ HACCP の認証基準等の見直し検討 <ul style="list-style-type: none"> 認証基準等検討委員会の開催 とちぎ HACCP 実施要綱改正（対象業種の拡大、認証基準等の見直し、特別認証の創設等） 	2回、委員等 12 人 実施要綱改正（H29.1.31 改正）	生活衛生課
	とちぎ HACCP に関する広報活動等 <ul style="list-style-type: none"> とちぎ HACCP 認証取得パンフレット作成・配布 とちぎ HACCP 改正リーフレット作成・配布 	8,000 枚 10,000 枚	
	HACCP に取り組む施設数 (内訳) <ul style="list-style-type: none"> とちぎ HACCP 認証制度 総合衛生管理製造過程承認制度 	累計施設数：76 施設 64 施設 12 施設	
	とちぎ HACCP 認証事業者の衛生管理技術の向上 <ul style="list-style-type: none"> HACCP 技術研修会 	11/10 開催、 参加者 25 施設（66 人）	
	食品衛生指導員による巡回指導の実施	指導件数 16,227 件	
	食品衛生推進員による自主衛生管理の普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生推進員の活動件数 食品衛生推進員研修会の開催 自主衛生管理カレンダーの作成・配布 	1,202 件 1/18 開催、参加者 33 人 20,000 部	
②HACCP による衛生管理の普及啓発	HACCP の普及に関する講習会の開催 (内訳) <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生責任者に対する再教育講習会【①の再掲】 	受講者数 6,055 人 (累計：6,363 人) 69 回、受講者 6,055 人	生活衛生課
	関係団体等と連携した HACCP の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 栃木県 HACCP 推進会議の開催 	11/17 開催、委員 13 人	
③6次産業化に向けた安全確保に係る支援	食の安全・安心に関する知識や技術の習得 <ul style="list-style-type: none"> 食の安全・安心研修会 	2/10 開催、 参加者 51 施設（94 人）	農政課 生活衛生課
	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生管理研修会 	1/20 開催、参加者 11 人	

主な施策	事業内容	実績	担当課
④産業技術センターにおける食品安全のための技術支援	食品製造事業者からの依頼試験	異物分析 146 件 微生物検査 65 件	工業振興課
	食品に関するクレーム品や欠陥に対する原因究明、発生防止等の技術相談	品質管理 664 件 計測・検査 5 件	
	技術講習会及び技術者研修等の実施 ・技術者研修 ・技術講習会	6/23～24 開催(2 日間) 参加者 36 企業(36 人) 7/27 開催、 参加者 22 企業(32 人)	
⑤学校給食施設における衛生管理の充実	学校給食施設におけるドライシステム化又はドライ運用の推進	270 施設(98.9%)	健康福利課
	栄養教諭、学校栄養職員等研修会の開催	7/12 開催、 参加者 226 人	
	学校給食調理場への訪問指導	12 施設	
⑥放射性物質対策による安全な食品の製造等の支援	食品製造事業者からの放射性物質に係る測定依頼 ・県産業技術センターでの測定	36 品目、319 検体	工業振興課
	地域農産物(学校給食の食材を含む)等の依頼検査 ・各農業振興事務所での放射性物質簡易検査	53 品目、595 検体	農政課

今後の施策の展開

①とちぎHACCPを含むHACCP等による自主衛生管理の推進（生活衛生課）

- 食品営業者及び食品衛生責任者に対して、食品衛生に係る最新の知識や自主衛生管理に必要な事項の習得を促進します。
- HACCP による自主衛生管理の取組を促進するため、「HACCP サポートセミナー」を開催し、食品事業者を支援します。
- 「とちぎ HACCP」に関する広報活動や認証取得施設の公表、更には、フードバレーとちぎ推進協議会等の各種団体とも連携しながら制度の周知に努めるとともに、認証取得促進を図ります。
- HACCP 導入済みの食品事業者及びとちぎ HACCP 認証取得事業者を対象に、「HACCP 技術研修会」を開催し、事業者の更なる衛生管理技術の向上を支援します。
- 食品衛生指導員が行う食品営業施設への巡回指導等の自主活動を支援します。
- 食品衛生推進員が行う食品衛生指導員や食品営業者に対する指導、助言等の自主衛生管理の普及啓発活動を支援します。

②HACCPによる衛生管理の普及啓発（生活衛生課）

- 食品営業者及び食品衛生責任者に対して、食品衛生講習会等を通して HACCP による衛生管理の普及啓発を図ります。
- フードバレーとちぎ推進協議会等の各種団体とも連携しながら、HACCP による衛生管理の普及啓発を図ります。

③6次産業化に向けた安全確保に係る支援（農政課、生活衛生課）

- 新たに食品製造・加工に取り組む農業者等に対し、関係機関が連携して食品衛生管理に関する知識や技術の習得を支援します。

④産業技術センターにおける食品安全のための技術支援（工業振興課）

- 製品開発過程、生産工程等で生じる技術的諸問題に関する食品製造事業者からの技術相談や、品質管理、技術開発等に必要となる各種依頼試験に対応します。
- 研修会・講習会を開催し、食品の安全性の確保に関する普及啓発を図ります。

⑤学校給食施設における衛生管理の充実（健康福利課）

- ウェットシステムの学校給食施設におけるドライ運用の徹底や HACCP の考え方に基づく衛生管理の導入を促進します。
- 「学校給食衛生管理基準」等に基づく衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設に指導者を派遣し、改善指導を行います。

⑥放射性物質対策による安全な食品の製造等の支援（工業振興課・農政課）

- 産業技術センターにおいて、食品製造事業者からの放射性物質に係る測定依頼に対応します。
- 各農業振興事務所において、加工品等に活用する地域農産物等の依頼検査に対応します。

基本目標 1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

(4) 食品営業者等に対する監視指導の強化

施策目標

「栃木県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設のほか、学校、病院等の給食施設、と畜場及び食鳥処理場に対する監視指導を計画的かつ効果的に実施します。また、県内に流通する食品等を対象として、計画的に検査を実施します。

指標と実績

指標名(単位)	年度(平成)		基準	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	指標	実績						
食品関係施設に対する監視指導達成率(%)	指標	100	100	100	100	100	100	100
	実績		117					
食品検査達成率(%)	指標	100	100	100	100	100	100	100
	実績		101					

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①栃木県食品衛生監視指導計画の策定	平成29年度栃木県食品衛生監視指導計画の策定・公表	3月に策定・公表	生活衛生課
②計画的かつ効果的な監視指導及び食品検査の実施	食品関係施設に対する監視指導の実施 (重点監視指導事項) ・食中毒予防対策 ・食品表示 ・HACCPによる衛生管理の推進	監視指導件数 15,622件 (計画件数 13,335件 達成率 117%)	生活衛生課
	食品の収去検査の実施 (内訳) ・規格基準等検査 ・有害物質(汚染物質)検査 ・放射性物質検査 ・アレルギーを含む食品検査 ・遺伝子組換え食品検査 ・かんぴょうの保存料簡易検査	収去検査件数 3,683件 (計画件数 3,651件 達成率 101%) 2,968件 違反 8件 衛生規範不適 43件 340件 違反 0件 280件 違反 0件 20件 不適 2件 20件 不適 0件 55件 不適 2件	
	と畜検査及び監視指導の実施 ・と畜検査 ・BSE等検査 ・と畜場、食鳥処理場の監視指導	牛、豚等 5,463頭 3,108頭(全て陰性) 24件	
③ノロウイルス等を原因とする食中毒予防対策の充実	ノロウイルス食中毒の注意喚起 ・栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間 ・栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報の発信	11月～3月 11/8発信	生活衛生課

主な施策	事業内容	実績	担当課
④給食施設における衛生管理等の指導徹底	「栃木県特定給食施設指導要綱」に基づく特定給食施設に対する指導 ・個別指導 ・集団指導	493 施設 13 回、875 施設	健康増進課
	学校給食調理場への訪問指導 【基本目標 1-(3)再掲】	12 施設	健康福利課
⑤いわゆる健康食品の監視指導の実施	いわゆる健康食品中に医薬品成分が含まれていないことの検査	買い上げ件数 5 件 (不適 0 件)	薬務課
	新聞折込広告、雑誌(2誌)の広告の監視	広告違反件数 なし	
	薬局等医薬品販売施設における健康食品及び広告等の監視	監視施設数 448 施設 (食品の虚偽誇大広告違反 1 件)	

今後の施策の展開

①栃木県食品衛生監視指導計画の策定(生活衛生課)

- 食品関係施設の危害度や指導状況等に応じた監視指導、食品の検査計画等を定めた「栃木県食品衛生監視指導計画」を年度ごとに策定し食品の安全性の確保に努めます。

②計画的かつ効果的な監視指導及び食品検査の実施(生活衛生課)

- 監視指導計画に基づき、食品衛生監視員等による食品関係施設の監視指導を計画的かつ効果的に実施します。特に危害度の高い大量調理施設に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理が徹底されるよう監視指導の強化に努めます。
- 県内で製造又は流通する食品(輸入食品を含む)を対象に、製品の規格基準検査(成分規格、食品添加物、残留農薬等)、アレルギーを含む食品検査、遺伝子組換え食品検査等を計画的かつ効果的に実施します。
- と畜場においては、食用に供する全ての牛や豚などの検査を行うほか、必要に応じて牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査などを実施します。また、と畜場や食鳥処理場に対しては、施設設備の適正な管理及び食肉の衛生的な取扱いの徹底等監視指導の強化に努めます。

③ノロウイルス等を原因とする食中毒予防対策の充実(生活衛生課)

- 毎年11月から翌年の3月までを「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」と定め、ノロウイルス対策を強化します。特に感染性胃腸炎の発生動向調査の結果を踏まえ、ノロウイルス食中毒の多発が予想される時点で、「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信し、注意を喚起します。

④給食施設における衛生管理等の指導徹底(健康増進課・健康福利課・生活衛生課)

- 特定給食施設等に対する栄養管理や衛生管理については、対象施設を的確に把握し、指導計画に基づき効率的で効果的な指導を実施します。
- 「学校給食衛生管理基準」の趣旨徹底を図るために、学校給食施設の定期及び衛生検査の点検を実施するとともに、衛生管理責任者(栄養教諭等)の研修会等で、衛生管理の意識がより一層高まるように継続した指導を行います。

⑤いわゆる健康食品の監視指導の実施(薬務課)

- 医薬品的な効果効果をつたい、消費者が医薬品と誤認するおそれのある食品や、医薬品成分等の含有が疑われる食品に対し、販売監視や広告監視を実施するとともに、必要に応じて買上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の流通防止に努めます。
- 買上げ検査等により医薬品成分が確認された場合には、販売した事業者に対し指導を行うとともに、製品名を公表して健康被害の未然防止に努めます。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

適切な表示等における安全と信頼の確保

(5) 食品表示の適正化の推進

施策目標

消費者が食品の内容を正しく理解し、選択するための重要な情報源となる食品表示について、新たな制度である食品表示法等に基づく適正な食品表示の普及啓発を図るとともに、関係機関が連携して監視指導を実施します。

指標と実績

指標名(単位)	年度(平成)	基準	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	指標		100	100	100	100	100
食品表示合同監視指導 達成率 (%)	指標	100	100	100	100	100	100
	実績		149				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品表示法等に基づく適正な食品表示の普及啓発	事業者等に対する食品表示研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 食品事業者等コンプライアンス確立研修会 食品表示自由研究 食品の適正表示推進者育成講習会 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会 食品表示法（保健事項）講習会 栄養成分表示に関する研修会 	3/2 開催、参加者 140 人 2 回、参加者 239 人 2 回、参加者 124 人 2 回、参加者 91 人 8/25 開催、参加者 60 人 6 回、参加者 225 人	くらし安全安心課 生活衛生課 生活衛生課 健康増進課
	啓発パンフレットの作成・配布 「新しい 食品表示制度」 「食品表示入門ガイド【第2版】」 「一般用生鮮食品（農産物）の表示」	10,000 部 2,000 部 3,000 部	生活衛生課 くらし安全安心課
	「食品表示適正化強化月間」（8 月、12 月）を定め、消費者や事業者に対し、適正な食品表示の定着促進 <ul style="list-style-type: none"> 広報媒体等を用いた啓発 県政広報番組ラジオ「県政ナビ」 県庁 E V 内電光掲示板による啓発 	12/11 放送 2 回（8 月、12 月）	生活衛生課

主な施策	事業内容	実績	担当課
②食品表示に関する指導の強化と関係機関との連携	食品表示の関係機関合同による食品販売業者に対する監視指導の実施（食品表示適正化強化月間の8月、12月に重点的に実施）	33回、143店舗 （計画数96店舗 達成率149%）	生活衛生課 健康増進課 くらし安全安心課 農政課
	食品表示関係職員向け研修会等の実施 ・食品表示担当者会議 ・食品表示合同監視打合せ会議及び研修会	5/11開催、 参加者31人 6/7開催、参加者33人	生活衛生課
	食品表示相談窓口による相談受付 ・生活衛生課（主に食品表示法衛生事項） ・くらし安全安心課（主に食品表示法品質事項） ・健康増進課（主に栄養成分表示等の食品表示法保健事項）	432件 220件 142件	生活衛生課 くらし安全安心課 健康増進課
	食品表示法違反に対する指導等 ・指示 ・文書による指導	1件 5件	くらし安全安心課 生活衛生課
	健康の保持増進等に関する虚偽誇大広告を行う食品販売業者に対する指導 ・健康増進法第31条の1（誇大表示の禁止）に基づく相談指導	53件	健康増進課

今後の施策の展開

- ①食品表示法等に基づく適正な食品表示の普及啓発（生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課）
- ・新たな食品表示制度についての普及啓発や法令遵守（コンプライアンス）意識の向上を図るため、事業者や消費者を対象とした研修会の開催やパンフレットの配布などを実施します。
 - ・細菌性食中毒が多発する8月と食品の流通が拡大する12月を「栃木県食品表示適正化強化月間」と定め、事業者に対する適正な食品表示の定着促進に努めます。
 - ・事業者を対象として、「食品の適正表示推進者育成講習会」を開催し、適正表示を推進する核となる人材を育成します。
- ②食品表示に関する指導の強化と関係機関との連携（生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課）
- ・関係法令に基づき、適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施します。特に、アレルギーを含む食品については、表示の欠落が食物アレルギー患者の健康危害の発生に直接関わることから、正確でわかりやすい表示を行うよう事業者への指導を徹底します。
 - ・食品表示の監視指導を効果的かつ効率的なものとするため、事業者に対し、関係機関の連携を深め合同で実施します。
 - ・関係機関職員が、自ら所管する法令以外についても理解を深めるため、食品表示に関する研修を実施します。
 - ・「食品表示相談窓口」や「くらしの安心サポーター」制度により消費者等の声を活用して、食品表示の適正化に向けた監視指導を実施します。
 - ・販売食品の広告等において、健康の保持増進効果等についての虚偽又は誇大な宣伝を行う者に対し、適正な内容とするよう指導します。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

適切な表示等による安全と信頼の確保

(6) トレーサビリティの推進と生産情報公開の促進

施策目標

消費者の信頼を確保するため、農薬や肥料の使用など農産物の生産履歴の記帳と、農産物の生産情報の公開を促進します。また、農畜産物についてトレーサビリティを推進し、安全・安心を確保します。

指標と実績

指標名(単位)	年度(平成)	基準	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	指標		100	100	100	100	100
米トレ法に基づく立入検査等での指導事項改善率(%)	指標	100	100	100	100	100	100
	実績		100				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進	生産履歴の記帳とその内容確認の徹底指導 ・生産履歴記帳運動実施農協数	11か所	経営技術課
②米流通適正化の推進	米穀流通業者等に対する米トレーサビリティ法の普及啓発 ・普及・啓発推進資料の作成・配付 ・各種会議等を利用した制度の周知 ・農産物の直売所、農村レストランに対する巡回指導	4,000部 7農業振興事務所、随時 7農業振興事務所、随時	農政課
	米トレーサビリティ法に基づく指導事業所数	16事業所 (指導事項は全て改善済み、改善率100%)	
③牛個体識別制度の円滑な推進	個体識別番号を付与した耳標の適切な管理	不足耳標に関する対応 286件	畜産振興課

今後の施策の展開

①農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（農政課・経営技術課）

- 取組の遅れている生産組織を重点的に指導するなどして、農産物の生産履歴の記帳及びホームページ等での生産情報の公開を促進します。

②米流通適正化の推進（農政課）

- 生産者、米穀流通事業者や小売業者等を対象に、米や加工品の譲り渡し情報や産地情報の伝達が確実に行われるよう、研修会の開催や推進資料の配布等により米トレーサビリティ制度の理解促進を図ります。

③牛个体識別制度の円滑な推進（畜産振興課）

- 牛トレーサビリティ法に基づき、県内関係機関と連携し个体識別番号を付与した耳標を適切に管理するとともに、牛の飼養者等管理者の届出等が適正に行われるよう支援します。
- 牛肉に対する消費者の信頼を高めるため、生産者に対し、県内における耳標の飼養地情報の公表を指導します。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

消費段階における安全と信頼の確保

(7) 食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進

施策目標

消費者に対し、科学的知見に基づく食品の安全性に関する情報や食中毒予防、食品表示の知識等を積極的に提供し、消費者自身が食品の安全性についての確に判断できる取組を推進します。

指標と実績

指標名(単位)	年度(平成)	基準 26年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	食品安全講習会等の受講者数 (累計:人)	指標	19,651	20,500	21,000	21,500	22,000
	実績	21,041					
小中学生を対象とした講習会 受講者数(累計:人)	指標	2,922	3,700	4,000	4,300	4,600	4,900
	実績		3,847				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①消費者を対象とした 食の安全に関する講習会等の実施	食品安全講習会等の実施 (内訳) ・健康福祉センター主催又は講師派遣による食品の安全に関する講習会等 ・とちぎ県政出前講座 「食の安全・安心について」 「今日からできる食中毒予防」 「HACCP ってなんだろう」 「食品の栄養成分表示の見方と活用」 ・県産農産物の安全・安心に関する講習会	受講者数 527 人 (累計: 21,041 人) 8 回、参加者 365 人 10/18 開催、参加者 18 人 6/7 開催、参加者 33 人 7/14 開催、参加者 20 人 2 回、参加者 59 人 12/7 開催、参加者 32 人	生活衛生課 健康増進課 農政課
	食品安全PR事業の実施 ・県民の日記念事業における安全・安心対策PR ・とちぎの農産物元気アピールキャンペーン等	2回、697人 6回、延べ1,397人	農政課

主な施策	事業内容	実績	担当課
②子どもの頃からの食品の安全性に関する学習推進	小中学生を対象とした食品の安全性に関する学習会の開催 (食品表示、食中毒予防、手洗い方法等) (内訳) ・食品安全教室(対象:小学5,6年生) ・食品安全ゼミナール(対象:中学生)	受講者数 348 人 (累計:3,847 人) 5 回、受講者 280 人 1 回、受講者 68 人	生活衛生課
	こども向け啓発教材の作成・配布 ・「食品安全教室」 ・「手洗いポスター」	2,000 部 500 部	
③地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援	給食施設関係者研修会の開催	13 回、 参加者 1,024 人	健康増進課
	調理師養成施設の生徒を対象とした食品の安全性に関する学習会の開催	2/27 開催、 受講者 83 人	生活衛生課
④各種媒体を活用した食品安全情報発信の強化	食品安全情報の提供 ・県ホームページ「とちぎ食の安全・安心インフォメーション」への掲載 ・広報媒体等の活用(食中毒予防等) テレビ「県政ひとくちメモ」 ラジオ「県政ナビ」 県メールマガジン配信 ・広報誌等の活用(食中毒予防等) 市町広報誌等 関係団体広報誌「生衛とちぎ」 ・SNS(農政課ツイッター)の活用	ホームページアクセス 数 年 9,957 件 7/7 放送 6/26、12/11 放送 1 回(11 月) 25 回 1 回(1 月号) 発信件数 55 件	生活衛生課 農政課
⑤放射性物質モニタリング検査結果の公表	県ホームページ「放射能・放射線情報」での検査結果の公表 ・県が実施した食品の放射性物質検査結果の概要 ・県産農林水産物(米、野菜、果樹、牛、豚、鶏、魚、イノシシ、きのこ、山菜等)作物別の検査結果一覧 ・野生きのこ、山菜(野生)の検査結果 ・野性鳥獣の調査結果 ・県内で流通している食品(食品衛生法に基づく抜き取り検査) ・学校給食食材検査	ホームページアクセス 数 年 10,627 件 4 回(四半期ごと) 別表(21 ページ) 随時	農政課 生産振興課 畜産振興課 農村振興課 林業振興課 自然環境課 生活衛生課 健康福利課
	県政記者クラブへの資料提供	随時	

今後の施策の展開

- ①**消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施**（生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課・農政課）
- ・食中毒予防の知識や食品表示の見方、HACCP など、食の安全をテーマにした「とちぎ県政出前講座」の充実を図ります。
 - ・県民や消費者団体等が開催する学習会に関係職員を派遣するなど、食品の安全性や健全な食生活に関する情報の提供に努めます。
 - ・とちぎ食の安全ネットワーク等消費者団体と連携、協力した食の安全に関する講習会等を開催します。
 - ・消費生活センターにおいて、県民からの要請により「くらしのセミナー」を開催し、食品に対する正しい知識や食品の安全性に関する啓発を行います。
- ②**子どもの頃からの食品の安全性に関する学習推進**（生活衛生課）
- ・小学生や中学生を対象に、食品表示や食中毒予防方法、食品添加物の安全性など、発達段階に応じた食品の安全性に関する学習の機会を設けます。
 - ・食品の安全性に関する子ども向け啓発教材について、学校への周知を図り、活用を進めます。
- ③**地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援**（健康増進課・生活衛生課）
- ・食生活改善推進員等地域で食育を推進するボランティアへの食品安全情報の提供に努め、食の安全に関する理解を進めます。
 - ・農業高校や栄養士、調理師、製菓衛生師等養成施設の生徒、学生を対象とした学習会を開催するなどし、HACCPの考え方や食品の安全性に関する知識習得を支援します。
 - ・食品の安全性に関する啓発教材等を作成し、教職員や地域ボランティアに提供します。
- ④**各種媒体を活用した食品安全情報発信の強化**（生活衛生課・農政課・産業政策課・くらし安全安心課）
- ・ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）及び各種広報媒体を活用し、迅速でわかりやすい食品安全情報の提供に努めます。
 - ・市町、消費者団体、食品関係団体等と連携して、広く県民に対して情報提供するよう努めます。
- ⑤**放射性物質モニタリング検査結果の公表**（農政課・林業木材産業課・畜産振興課・生産振興課・農村振興課・生活衛生課・健康福利課）
- ・農産物等のモニタリング検査などの放射性物質検査の結果を、速やかに県ホームページ等で公表するなど、食品の安全性に関する情報発信に努めます。

【別表】

県が実施した農産物等の放射性物質モニタリング検査結果の公表件数(H28.4～H29.3)

区分	分類	主な品目	担当課	品目数 (品目)	検査件数 (件)	基準値 超過数 (件)	基準値 超過率	基準値を超過した品目	適用 基準値 (Bq/kg)
農産物	野菜、果実類 ^{※2}	いちご、トマト、なし、ぶどう等	農政課	173	1,424	0	0%		100
	穀類	米、麦、そば、大豆等		16	205	0	0%		
	農産物加工品	かんぴょう		1	13	0	0%		
		茶		1	7	0	0%		10
特用林産物	きのこ類 (栽培)	しいたけ、ひらたけ、まいたけ、なめこ等	林業振興課	25	1,079	0	0%		100
	わさび	根わさび、葉わさび		2	21	0	0%		
	たけのこ	たけのこ		1	69	0	0%		
	野生の 山菜・きのこ等	せり(野生)、ふき(野生)、さんしょう(野生)、くれそん(野生)、くさそてつ(野生)等		32	166	0	0%		
畜産物	牛肉 (全頭検査)	牛肉(県内産)	畜産振興課	1	41,612	0	0%		50
	上記以外の 畜産物	豚肉、鶏肉、鶏卵、牛肉(県外産)、はちみつ等	畜産振興課 生活衛生課	9	64	0	0%		
		原乳	畜産振興課	1	150	0	0%		
水産物	養殖魚	アユ、ヤシオマス、ニジマス等	生産振興課	10	49	0	0%		100
	天然魚	アユ、ヤマメ、ウグイ等		11	271	2	0.70%	中禅寺湖のブラウントラウト (解禁延期要請中)	
野生鳥獣肉	イノシシ肉 (全頭検査)	那珂川町イノシシ肉加工施設で処理するイノシシ肉 ^{※4}	農村振興課	1	256	25	10%	イノシシ肉 (全頭検査により基準値以下と確認された肉のみを出荷)	100
	上記以外の 野生鳥獣肉	イノシシ肉、シカ肉	自然環境課	2	65	14	22%	イノシシ肉、シカ肉 (すべて出荷制限中の参考検査)	
流通食品等	農産物 (市場流通品) ^{※3}	サトイモ、ホウレンソウ、サニーレタス等	生活衛生課	30	52	0	0%		50
	海水魚 (市場流通品) ^{※3}	サバ、カツオ、カワハギ等		15	35	0	0%		
	加工食品等 (市場流通品)	魚肉練り製品		1	2	0	0%		
	加工食品等 (県内製造食品)	食肉製品、漬物等		5	29	0	0%		
	牛乳・乳児用食品 (県内製造食品)	牛乳 ^{※3} 、粉ミルク		2	99	0	0%		
合 計				339	45,668	41	0.09%		

(参考) 平成27年度の基準値超過総数の検査総件数に対する割合: 0.12%

- ※1 原則として、検査結果公表日で集計
- ※2 山菜(栽培)を含む
- ※3 宇都宮市保健所が採取した食品を含む
- ※4 捕獲日で集計

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

消費段階における安全と信頼の確保

(8) 消費者相談体制の充実・強化

施策目標

消費者からの食品の表示や安全性、食と農に関する様々な相談等に対して、適切な情報提供や助言、関係機関と連携した対策等を実施します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品の表示や安全性等に関する相談体制の充実	食品安全相談窓口の設置	9健康福祉センター 随時	生活衛生課
	健康福祉センターへの「危害情報の申出」(食中毒、食品の取り扱い、不良食品等)	366件	
	食品表示相談窓口の設置	生活衛生課、くらし安全安心課、健康増進課 7健康福祉センター 7農業振興事務所 随時	生活衛生課 くらし安全安心課 健康増進課 農政課
	健康福祉センターの食品衛生監視員等の資質の向上 ・食品衛生監視員等研修会の開催	6回、参加者延べ113人	生活衛生課
	消費生活センターにおける食品に関する相談	928件	くらし安全安心課
	消費生活相談に係る依頼検査 ・自家消費の野菜等の放射性物質簡易検査	8品目、8検体	
②「食と農の相談室」での相談対応及び理解促進	「食と農の相談室」における消費者からの相談対応	相談件数 569件	農政課

今後の施策の展開

①食品の表示や安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課）

- 各健康福祉センターにおいて、消費者からの食品の安全性等に関する相談に的確に対応します。相談内容により、必要に応じて関係機関が連携し、迅速に調査を実施します。
- 食品表示については、県庁内関係課のほか、各健康福祉センターに食品表示相談窓口を設置し、消費者や食品関連事業者からの相談に対し、関係機関が連携し、迅速に対応します。
- 各健康福祉センターで相談を受ける食品衛生監視員等に対し、食品に関する新しい知識の習得のための研修等により、資質の向上に努めます。
- 消費生活センターにおいて、消費者からの食品に関する問い合わせや相談を受け、解決方法の助言や情報提供を行います。

②「食と農の相談室」での相談対応及び理解促進（農政課）

- 「食と農の相談室」において、消費者からの相談・要望に的確に対応し、食と農に対する理解促進を図ります。

基本目標1 生産から消費に至る安全と信頼の確保

消費段階における安全と信頼の確保

(9) 食育の推進

施策目標

県民一人一人が、生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食育の普及啓発	とちぎ食育推進月間の実施（10月） ・とちぎ食育推進大会 2016	10/29、30 開催、 参加者（表彰式）約 65 人	農政課
	食育の広報啓発 ・広報媒体を用いた啓発（とちぎテレビ） ・県庁 15 階でのパネル展示	9/25、29 放送 3 回（6 月、10 月、1 月）	
	とちぎ食育応援団の活用促進 ・活動力アップ研修会の開催 ・とちぎっ子食育出前講座の実施 （対象者：幼児とその保護者）	応援団登録数 443 人 2/9 開催、参加者：42 人 51 回開催 参加者：2,902 人	
	とちぎ子どもの食育ライブラリーの設置 ・保育所・幼稚園向け食育教材の整備	241 アイテム	
	食生活改善推進員と連携した食育事業の実施	宇都宮地区等 9 地区 実施回数 592 回 参加者計 36,501 人	健康増進課
	地域ぐるみで行う生活習慣病予防の実施 ・地域の食育・健康づくり推進会議 ・食育実践教室及びワークショップ等 ・関係者に対する研修会開催 ・食育ライブラリーの開設	5 健康福祉センター開催 4 回、参加者 53 人 41 回、参加者 490 人 1 か所	
	「とちぎのヘルシーグルメ推進店」の推進 拡大	25 店舗	
栄養成分表示の推進 ・外食栄養成分表示ガイドブック作成 ・啓発用リーフレット作成 （適切な食生活） ・WEB とリーフレットを連動した啓発 資料作成	2,500 部 10,000 部 80,000 部		

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食育の普及啓発	学校における食育の充実 ・研修会等の開催 ・食に関する指導全体計画作成 ・アレルギー個別調査実施 ・食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会の開催	9/27 開催、 参加者 253 人 小学校 372 校 (100%) 中学校 157 校 (100%) 100 % 3 回、参加者 282 人	健康福利課
②地産地消運動の展開	地域農産物を活用した学校給食の促進 ・県産農産物利用拡大取組み市町	8市町	農政課
	地産地消に関するPR ・優良事例表彰 ・啓発パンフレット作成	13団体 9,000部	
	けんちょう de 愛ふれあい直売所	9回開催 (7、8、10月を除き 毎月1回)	
	各市町等における地産地消推進方針の策定	25市町	
	とちぎの地産地消推進店の登録指導 ・推進店の登録数	222店舗	経済流通課

今後の施策の展開

①食育の普及啓発（農政課・健康増進課・健康福利課・文書学事課・こども政策課）

- ・家庭や学校、地域などにおいて食料の生産、加工、流通など、多様な体験活動に取り組むことで、食に関する感謝の気持ちや理解を深めます。
- ・「健康な食事」の普及や減塩をはじめとした栄養バランスのとれた食生活の実践を推進するとともに、適正体重について普及啓発し、子どもの頃からの生活習慣病予防の取組を推進します。
- ・「健康長寿とちぎ応援企業」や食生活改善推進員等ボランティアと連携・協力した食育推進運動を展開するとともに、給食施設や「とちぎのヘルシーグルメ推進店」等における栄養成分表示等の情報提供に努めます。
- ・食育を学校の教育活動全体を通じて推進するとともに、教職員向け指導資料や家庭向け啓発資料を作成し、学校・家庭・地域が連携した食に関する指導を支援します。
- ・児童生徒一人一人が健康を保持増進していく能力を身に付けられるよう、栄養教諭や学校栄養職員を活用した食育を推進します。
- ・毎年10月を「とちぎ食育推進月間」と定め、食に関するイベント等の実施や、各種広報媒体の活用による情報の提供により、食育の普及啓発に努めます。

②地産地消運動の展開（農政課）

- ・子どもたちと生産者との交流など、地域イベントや直売所等を活用し、消費者と生産者の相互理解を推進します。
- ・学校給食をはじめ、農産物直売所、量販店、飲食店、施設給食、県内事業所の社員食堂等において、地域農産物が安定的に利用され、利用できる体制づくりを促進することで、消費者と生産者が相互に顔が見える関係づくりを推進し、消費者と生産者との信頼関係を構築します。

基本目標2 環境に配慮した生産から消費に至る活動

(1) 環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進

施策目標

これまでの環境保全型農業に「地球温暖化防止」「生物多様性の維持・向上」「安全・安心・信頼性の確保」を加えた総合的な取組である“エコ農業とちぎ”を推進します。

指標と実績

年度(平成)		基準	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
指標名(単位)		27年度					
生物農薬等の環境に配慮した 資材の使用面積 (ha)	指標	9,441	9,950	10,460	10,970	11,480	12,000
	実績		11,602				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①エコ農業とちぎの 理解促進と取組拡大	IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進 ・モデル展示ほ場の設置 ・生物農薬等の環境に配慮した資材の使用面積	2地区 11,602ha	経営技術課
	環境保全型農業直接支払交付金による農業者の支援	2,985ha	
	エコ農業とちぎの理解促進と情報発信 ・エコ農業とちぎ推進公開ほ場の設置 ・Facebook ページ「エコ農業とちぎ」による情報発信	7か所 随時	
	エコ農業とちぎ宣言者の拡大 ・エコ農業とちぎ実践宣言者 ・エコ農業とちぎ応援宣言者	1,995 件 2,662 件	
	農村の地域における再生可能エネルギー導入の取組を支援	随時	農村振興課
②有機農業の推進	有機農業の推進 ・公開ほ場の設置（エコ農業とちぎ推進公開ほ場の内数）	3か所	経営技術課
③化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進	とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）の認証	認証件数 179 件 認証面積 450ha	経営技術課

今後の施策の展開

①エコ農業とちぎの理解促進と取組拡大（経営技術課・農村振興課・農地整備課）

- 土壌診断に基づく適正施肥やIPM（総合的病害虫・雑草管理）などによる化学肥料・化学農薬の使用低減に加え、生物多様性の維持・向上や地球温暖化防止にも配慮した農業技術の充実・普及を図るとともに、環境保全型農業直接支払交付金により農業者を支援します。
- 各種広報媒体やイベントを活用したPRやセミナーの開催等により、エコ農業とちぎの情報発信と県民への理解を促進します。
- 環境に配慮した農業の取組をさらに拡大するため、エコ農業とちぎを実践する農業者と、それを応援する消費者等のそれぞれが、エコ農業とちぎに取り組むこと（実践宣言）、また応援すること（応援宣言）を自ら宣言する手法で推進します。

②有機農業の推進（経営技術課）

- 先進的な有機農業者と連携した支援体制の整備などにより有機農業に取り組みやすい環境づくりを行うとともに、公開ほ場の設置等による技術の普及や消費者への理解促進、商談会等の機会提供による有機農産物等の販売拡大支援等を進めます。

③化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進（経営技術課）

- とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）などの特別栽培農産物について、栽培面積の拡大を促進します。

基本目標2 環境に配慮した生産から消費に至る活動

(2) 環境にやさしい食生活の促進

施策目標

食べ物を大切にする心をはぐくむとともに、食品の消費に伴うCO₂（二酸化炭素）の排出量の削減に取り組み、環境に配慮した食生活を促進します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品ロスの削減促進	食べ物を大切にする心の醸成 ・標語による普及啓発 標語：「いただきます 全ての命に ありがとう」	10月実施	農政課
	学校における食育の充実 ・食育推進啓発事業「絵画・ポスターコンクール」の実施	応募 2,368 点	健康福利課
	とちぎ食べきり15（いちご）運動の推進 ・チラシ作成、関係団体等への実施依頼 ・県ホームページへの掲載	随時	廃棄物対策課
	食品関係事業者に対する意識の啓発 ・食品衛生責任者再教育講習会での啓発 【基本目標 1-(3)再掲】	69回、受講者 6,055人	生活衛生課
②CO ₂ 排出量等の削減の取組促進	地産地消の促進 ・「とちぎ食と農の展示・商談会 2017」開催 ・県産農産物の情報提供	2/8開催、 出展者数 125 団体、 参加者約 1,800 人 随時	経済流通課
	レジ袋無料配布中止の推進 ・協定方式（事業者・消費者団体・県・市町）による取り組み事業者数	25 事業者、71 店舗	廃棄物対策課

今後の施策の展開

- ①**食品ロスの削減促進**（農政課・健康福利課・文書学事課・こども政策課・廃棄物対策課・生活衛生課）
- 学校等における食育では、子どもの頃から食べ物を大切に作る心や食料の生産等へかかわる人々へ感謝する気持ちを育みます。
 - 市町とも連携しながら、県民や食品関連事業者等に対して、食品ロスの実態について周知し、賞味期限や保存方法等の食品表示についての正しい知識等、食品ロスの削減に関する普及啓発を行うことにより、食品廃棄物等の発生の抑制を図ります。
 - 食品関連事業者に対して、少量メニューの提示等による食べ残しの防止等、食品廃棄物等を発生させないための留意点等の啓発を行います。
- ②**CO₂排出量等の削減の取組促進**（農政課・廃棄物対策課）
- 県内企業や施設等に対して、地産地消やフードマイレージの考え方の周知を図るとともに、県産農産物の情報を積極的に提供することで、社員食堂や施設給食等における県産農産物等の利用拡大を図り、フードマイレージ削減につなげます。
 - レジ袋無料配布中止に向け、市町及び消費者団体等と連携し、事業者が足並みをそろえて取組を実施できる環境づくりに努めます。また、レジ袋削減という身近な取組が、廃棄物の発生抑制につながるるとともに、地球温暖化防止にも寄与することを県民に周知し、買い物時のマイバッグ持参の呼びかけなど広報活動を展開していきます。

基本目標2 環境に配慮した生産から消費に至る活動

(3) 資源の再利用の促進

施策目標

循環型社会の視点に配慮し、食品循環資源の適正な再生利用を促進します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組促進	食品リサイクル法に関する情報提供	随時	農村振興課
	バイオマスの普及啓発 ・イベント出展 ・県政出前講座	5回 2/2開催、参加者30人	
	バイオマスに係る市町の計画策定等を支援	随時	
	「栃木県リサイクル製品認定制度」の広報 ・関係機関・団体等への募集チラシ配布 ・県ホームページへの掲載	260部 掲載	廃棄物対策課
「とちの環(わ)エコ製品」認定事業者の積極的公表 ・関係機関・団体等へのパンフレット配布 ・県ホームページへの掲載	2,000部 掲載		
②食品廃棄物等の再資源化意識の啓発	食品関係事業者に対する意識の啓発 ・食品衛生責任者再教育講習会での啓発 【基本目標1-(3)再掲】	69回、受講者6,055人	生活衛生課

今後の施策の展開

①食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組促進（農村振興課・廃棄物対策課）

- 食品廃棄物等のバイオマス利活用を軸とした地域循環型社会の形成を目指す「バイオマス産業都市構想」の策定等、市町の取組を支援します。
- 市町に対して、食品関連事業者や家庭から排出される食品循環資源の再生利用等に関する情報や再生利用のための施設に関する助言等を通して、食品循環資源の再生利用等の促進を図ります。
- 食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等に取り組めるよう、食品リサイクル法に基づく「再生利用事業計画」の認定事例の紹介や、「登録再生利用事業者」の周知等を行います。
- 「栃木県リサイクル製品認定制度」に基づき認定した「とちの環エコ製品」の普及・利用促進に努め、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、地域特性を活かした循環型社会を目指します。

②食品廃棄物等の再資源化意識の啓発（廃棄物対策課・生活衛生課）

- 市町と連携しながら、食品関連事業者等に対して、食品リサイクル法に基づく責務等を周知し、適正な再生利用等の促進を図るとともに、それらの取組への消費者の理解や支援が進むよう普及啓発を行います。
- 食品衛生責任者再教育講習会等において、食品営業者や食品衛生責任者に対し、食品廃棄物等の再資源化に関する意識を啓発します。

基本目標3 県民、事業者、行政間の情報の共有と 相互理解の推進、信頼関係の確立

(1) 県民、事業者、行政間の情報共有の推進

施策目標

事業者による食品安全情報の公開を促進するとともに、行政からの迅速でわかりやすい情報提供に努め、県民、事業者、行政間の全ての関係者における食品の安全性に関する情報共有を推進します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品の安全性等に関する情報公開の推進	食品の安全性に関する情報の県ホームページでの情報公開 <ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ食の安全・安心インフォメーション」への掲載 ・「放射能・放射線情報」への検査結果の掲載 【基本目標 1-(7)再掲】	ホームページアクセス数 年 9,957 件 ホームページアクセス数 年 10,627 件	生活衛生課 農政課 生産振興課 畜産振興課 農村振興課 林業振興課 自然環境課 生活衛生課 健康福利課
	食品の安全性に関する調査・研究の成果等の県ホームページでの情報公開 <ul style="list-style-type: none"> ・県保健環境センター ・県水産試験場 ・県畜産酪農研究センター 	細菌・ウイルス等病原体検査情報 魚類の放射性物質検査結果、研究の話題 放射性物質に関する試験について	生活衛生課 生産振興課 畜産振興課
②食品衛生情報等の共有	平成 29 年度栃木県食品衛生監視指導計画の策定及び公表 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施 	3月策定、公表 2/9～3/9 提出意見：0 件	生活衛生課
	平成 27 年度栃木県食品衛生監視指導計画の結果公表	6月公表	
	食中毒等に関する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒発生情報の記者クラブ情報提供 ・県ホームページ掲載 	12 件 随時	

主な施策	事業内容	実績	担当課
②食品衛生情報等の共有	事業者が実施する自主的な食品等の回収情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・県内事業者による食品自主回収情報の県ホームページ掲載 ・他自治体からの自主回収情報を関係機関へ情報提供 	11 件 251 件	生活衛生課
③食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供	HACCP の考え方に基づく衛生管理を実践している事業者情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ HACCP 認証施設の県ホームページへの掲載 	64 施設	生活衛生課
	とちぎ食の安全・安心パートナーの登録者数	10 事業者	

今後の施策の展開

- ①食品の安全性等に関する情報公開の推進**（生活衛生課 ほか）
- ・食の安全に関する施策について、意思決定の過程も含め情報公開します。
 - ・食品の安全性に関する調査・研究の成果等に関する迅速な情報公開に努めます。
- ②食品衛生情報等の共有**（生活衛生課）
- ・「栃木県食品衛生監視指導計画」の策定に当たっては、県民の意見を反映するとともに、その実施結果を公表します。
 - ・食中毒をはじめとして、食品衛生法違反に関する情報を提供し、危害の状況を明らかにすることにより、食品による健康被害の発生・拡大の防止を図ります。
 - ・食品表示の誤りや異物の混入等により、事業者が実施する自主的な食品等の回収に関する情報について、県ホームページにより公表し、回収の促進を支援します。
- ③食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供**（生活衛生課）
- ・とちぎ HACCP 認証取得事業者など、安全な食品供給のための工程管理に取り組む事業者の情報提供を支援し、食品の安全性に関する情報公開を推進します。
 - ・食品の安全性向上に努める事業者及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーションに積極的に取り組む事業者を「とちぎ食の安全・安心パートナー」として登録し、事業者の安全な食品供給に対する取組や食品安全情報を発信していきます。

**基本目標3 県民、事業者、行政間の情報の共有と
相互理解の推進、信頼関係の確立**

(2) 事業者と消費者の相互理解の推進と支援

施策目標

食品の生産者及び製造者と消費者との交流を支援することにより、事業者と消費者との相互理解を推進し、食品供給に関する信頼性の向上に努めます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食に関する体験機 会の拡大	農林業団体による料理コンクールの開催 などの取組を促進 ・きのこ料理コンクール (主催：県、栃木県特用林産協会)	10/13 開催、 参加者 862 人	林業振興課
	料理教室・料理コンクールの開催などの取 組を促進 ・牛乳・乳製品利用料理コンクール (主催：牛乳普及協会)	9/17 開催、 応募数 595 点	畜産振興課
	子どもの食育をすすめる「食と農の体験活 動ガイド」による普及啓発 ・ガイド配布 ・県ホームページ掲載	随時 掲載	農政課
	農産物や農業体験等に関する情報発信 ・県ホームページ掲載 ・広報番組による情報提供 とちぎテレビ「知っトク! なるとちっ」	随時 9/25 放送 (9/29 再)	

主な施策	事業内容	実績	担当課
②事業者と消費者の理解促進	「とちぎ食と農ふれあいフェア」の開催	10/29～30（2日間）、 来場者 10.0万人	農村振興課
	栃木県特別表示認証食品（Eマーク食品） など県産農産物を利用した加工品に関する幅広い情報を提供 ・県ホームページ掲載	Eマーク食品一覧の掲載 （随時更新）	経済流通課
	「つなごう！食と農実践講座」の開催支援 （実施主体：公益財団法人栃木県農業振興公社） ・大人のための知る・見る・味わうコース ・親子で楽しむ食と農コース	5回、参加者延べ 134人 3回、参加者延べ 152人	農政課
	食品事業者と消費者が交流する消費者懇談会の開催を支援	7回、参加者 264人	生活衛生課

今後の施策の展開

①食に関する体験機会の拡大（農政課・林業木材産業課・畜産振興課）

- ・農林業団体による農林業体験教室や料理教室・料理コンクールの開催などの取組を促進します。
- ・地域の農業者等との連携を図りながら農業体験などを促進します。
- ・事業者による職場体験や出前講座などの取組を促進します。

②事業者と消費者の理解促進（農政課・農村振興課・経済流通課・生活衛生課）

- ・様々な広報媒体や「とちぎ“食と農”ふれあいフェア」など各種のイベントを活用して、県産農産物を利用した加工品に関する幅広い情報を提供し、事業者と消費者の交流を促進するとともに、食品の安全確保に関する事業者の取組紹介や、食品に関するアンケート等を通して、事業者と消費者の相互理解を促進します。
- ・食品事業者による工場見学会等の情報を消費者に提供することにより、食品製造への理解を促進します。
- ・食品事業者と消費者が交流する消費者懇談会の開催を支援します。

基本目標3 県民、事業者、行政間の情報の共有と 相互理解の推進、信頼関係の確立

(3) リスクコミュニケーションの推進

施策目標

食に関する知識を深めるとともに、生産から消費までの各段階の関係者相互の信頼を築くため、関係機関等と連携して、食品の安全性に関する意見交換を推進します。

指標と実績

指標名(単位)	年度(平成)	基準 26年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	意見交換会の参加者数 (累計:人)	指標	13,595	14,100	14,300	14,500	14,700
	実績		15,397				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①リスクコミュニケーションによる相互理解の推進	意見交換会の開催 (内訳) ・とちぎ食品安全フォーラム 「HACCP できちぎの食の安全確保を！」 ・食品安全セミナー 「食品表示について」 「食品添加物の安全性について」 ・食品安全地域フォーラム 「食品工場の品質管理について」 (県東地区) ・放射性物質と食に関する意見交換会 (地域版) ・放射性物質と食に関する意見交換会 (未来を担う農業者) ・県産農産物の安全・安心に関する講習会 ・つながろう！食と農実践講座 (放射性物質に関する講話) 【基本目標 1-(7)再掲】	参加者数 927 人 (累計：15,397 人) 10/13 開催、参加者 150 人 7/14 開催、参加者 100 人 12/1 開催、参加者 60 人 11/30 開催、参加者 27 人 7 回、参加者 371 人 2 回、参加者 90 人 2/10 開催、参加者 97 人 12/7 開催、参加者 32 人	生活衛生課 農政課

主な施策	事業内容	実績	担当課
	食の安全に関する啓発資料の作成・配付 ・「食の安全・安心に関する取組」	5,000部	生活衛生課
②他機関と連携、協力した取組の推進	国の機関と連携したリスクコミュニケーションの推進 ・厚生労働省に講師派遣依頼 食品安全セミナー「食品添加物の安全性について」 【①の再掲】	12/1開催、参加者60人	生活衛生課

今後の施策の展開

①リスクコミュニケーションによる相互理解の推進（生活衛生課・農政課）

- ・県民を対象としたリスクコミュニケーションを推進するため、「とちぎ食品安全フォーラム」や地域単位の小規模な意見交換会を開催するなど、県政世論調査等の結果を踏まえ、県民の関心の高いテーマを取り上げます。また、開催に当たっては、とちぎ食の安全ネットワークなどの消費者団体等と協働したり、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等と連携するなどし、広く県民との意見交換と相互理解の推進を図ります。
- ・放射性物質による食品への影響に関するリスクコミュニケーションを開催し、放射性物質に関する正しい知識の習得と県民の不安の払拭に努めます。
- ・リスクコミュニケーションを効果的に推進するための啓発資料を作成し、活用します。
- ・関係職員の派遣や人材の育成を通じて、事業者や消費者団体等による食品の安全性に関する意見交換会の開催を支援します。

②他機関と連携、協力した取組の推進（生活衛生課）

- ・食品の安全性のリスク評価を担う内閣府食品安全委員会等と連携、協力して、リスクコミュニケーションを効果的に推進します。

基本目標4 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(1) 放射性物質対策を含めた食品安全行政の総合的推進

施策目標

食品の安全確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部」を中心に、部局横断的に問題の解決を図ります。また、国や関係自治体と情報交換や連携を図り、放射性物質対策を含めた総合的かつ効果的な食品安全行政の推進に努めます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①総合的な食品安全行政の推進	栃木県食品安全推進本部検討委員会の開催（構成：庁内28課）	5/19開催	生活衛生課
	とちぎ食の安全・安心推進会議の開催	2回、委員16人	
②県民参加による食品安全行政の推進	平成29年度栃木県食品衛生監視指導計画の策定及び公表 ・パブリックコメントの実施 【基本目標3-(1)再掲】	3月策定、公表 2/9～3/9 提出意見：0件	
	条例に基づく施策提案	なし	
③他機関との連携強化	国や他自治体との連携による対応（食中毒・有症苦情、違反食品等） ・県外に対する調査依頼 ・県外からの調査依頼	38件 98件	生活衛生課
	食中毒調査支援システム（NESFD）による食中毒発生情報の活用	随時	
④放射性物質に係る安全管理体制の確保	放射性物質に係る安全管理体制の確保等に関する会議の開催 ・関係各課・農業振興事務所との安全管理体制等の会議 ・市町等関係機関との「地域調整会議」 ・放射性物質基準値超過事案に係る関係課緊急会議等	4/4開催 7回（4月） （7農業振興事務所） 6回	農政課 林業振興課 畜産振興課 生産振興課 農村振興課 生活衛生課 関係課

今後の施策の展開

①総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課）

- ・食の安全を脅かす事件、事故等が発生しないよう関係部局や食品関係団体と連携し、食品に関連する全ての業態の事業者に対して食品の安全確保に関する法令遵守の啓発に努めるなど総合的な施策の取組を強化します。
- ・万が一事故等が発生した際には、栃木県食品安全推進本部が中心となり、関係部局と連携を図り、問題解決に向け迅速に対応できる体制を確保します。
- ・「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき設置された附属機関である「とちぎ食の安全・安心推進会議」を開催し、食品の安全性に関する事項について意見を聴きます。

②県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課）

- ・食の安全に関する計画の策定等に当たっては、県民の意見を反映したものとします。
- ・「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第19条による施策提案制度を活用し、県民参加による効果的な食品安全行政を推進します。

③他機関との連携強化（生活衛生課）

- ・輸入食品や広域流通食品による食品事故や大規模な食中毒等の発生時には、厚生労働省や他自治体との連携を強化して対応します。
- ・食中毒調査支援システム（NESFD）を活用し、関係機関が情報を共有することにより、事件の早期探知、迅速な原因究明及び被害の拡大防止に努めます。

④放射性物質に係る安全管理体制の確保（農政課・林業木材産業課・畜産振興課・生産振興課・農村振興課・生活衛生課）

- ・県産農産物等の放射性物質モニタリング検査や、流通食品の検査などを実施し、関係課が連携して基準値を超過した食品の流通を防止する体制を確保します。
- ・国（内閣府食品安全委員会など）や関係機関等からの情報収集に努めるとともに、他の自治体を実施する農産物等のモニタリング検査の結果など関係自治体との情報交換や連携を密にして、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対応します。

基本目標4 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(2) 監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成

施策目標

職員の資質向上等により監視指導及び検査体制充実・強化を図るとともに、事業者に対し適切な助言のできる指導者の人材育成に努めます。

指標と実績

指標名(単位)	年度(平成)	基準 26年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	食品衛生監視員等研修会の参加者数(延べ人数:人)	指標	95	100	100	100	100
実績		113					

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上	家畜防疫員研修会の開催	2回、参加者104人	畜産振興課
	食品衛生監視員等研修会の開催 【基本目標1-(8)再掲】	6回、参加者延べ113人	生活衛生課
②食品衛生検査における信頼性確保	食品衛生検査施設を対象とした検査の精度管理の実施 ・内部点検 ・外部精度管理 ・内部精度管理 微生物検査 理化学検査	8か所、各1回 調査数30件 実施回数365回 実施回数135回	生活衛生課
	専門研修への職員派遣 ・信頼性確保部門責任者等研修会(厚生労働省)	5/27、2人	
	食品モニタリング検査用の放射性物質測定装置の配置 ・ゲルマニウム半導体検出器 ・NaIシンチレーションスペクトロメータ	4台(内訳) 林業センター 1台 保健環境センター 1台 農業試験場 2台 29台(内訳) 林業センター 4台 食肉衛生検査所 1台 農業振興事務所 10台	林業振興課 生活衛生課 農政課 林業振興課 生活衛生課 農政課

主な施策	事業内容	実績	担当課
		農業試験場 1台 家畜保健衛生所 5台 畜産酪農研究センター 3台 教育事務所 5台	農政課 健康福利課
③監視指導及び検査に係る関係機関との連携強化	食品表示の関係機関による食品販売業者に対する合同監視指導の実施 【基本目標1-(5)再掲】	33回、143店舗	生活衛生課 健康増進課 くらし安全 安心課 農政課
	放射性物質に係る関係機関による農産物直売所等に対する監視指導	随時（主に山菜、きのこのシーズン）	生活衛生課 農政課 林業振興課
④食品衛生に係る指導者の育成	食品衛生推進員研修会の開催 【基本目標1-(3)再掲】	1/18開催、参加者33人	生活衛生課
	HACCPアドバイザー養成研修会の開催	7/7、21（2日間）開催、受講者34人	
⑤農薬使用に係る指導者の育成	農薬管理指導士等の認定	新規認定83人 （累計：2,989人）	経営技術課

今後の施策の展開

- ①家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上（畜産振興課・生活衛生課）
 - ・家畜防疫員、食品衛生監視員等に対し、新しい知識や技術の修得を目的とした研修会等を開催し、資質の向上に努めます。
- ②食品衛生検査における検査体制の充実及び信頼性確保（生活衛生課・農政課・林業木材産業課）
 - ・試験検査の迅速性及び精度向上を図り、検査結果の信頼性を確保していきます。
 - ・検査に係る新しい知識や技術の習得を目的とした専門研修に派遣するなど、食品衛生検査施設等における職員の資質の向上に努めます。
 - ・県産農産物等の放射性物質モニタリング検査の実施に当たり、検査体制の充実を図ります。
- ③監視指導及び検査に係る関係機関との連携強化（生活衛生課）
 - ・監視指導及び検査に当たっては、関係機関と連携し、効果的・効率的に実施します。
- ④食品衛生に係る指導者の育成（生活衛生課）
 - ・食品衛生指導員や食品営業者からの相談に応じ、適切な指導、助言のできる食品衛生の知識を有する食品衛生推進員の充実に努めます。
 - ・食品事業者のHACCPの取組を支援するため、HACCPを指導できる人材を育成します。
- ⑤農薬使用に係る指導者の育成（経営技術課）
 - ・農薬取締法など関係法令や農薬の適正使用に関する事柄など、農薬全般に関する事項についての知識を有する農薬管理指導士等の認定を通じ、指導者を育成します。

基本目標4 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(3) 安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進

施策目標

食の安全に配慮した農産物等の生産技術の開発や管理技術の研究及び食品検査の効率化を推進します。

指標と実績

指標名(単位)	年度(平成)	基準 26年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	指標						
残留農薬一斉分析項目数(項目)	指標	200	230	240	250	260	270
	実績		230				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①安全な農産物等の生産に寄与する試験研究の推進	IPMを確立するために必要な試験の実施 ・いちごを対象に新たな天敵の導入によるアブラムシ類防除技術の検証	ほ場試験で、天敵の効果を確認	経営技術課
	家畜における薬剤耐性菌の出現状況を把握するための調査の実施 ・サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌の薬剤の感受性試験の実施	サルモネラ菌 全6株中3株が、供試11薬剤中4薬剤に耐性を示す多剤耐性株であった 黄色ブドウ球菌 全9株中2株が、供試6薬剤中1薬剤に耐性を示した	畜産振興課
	土壤中放射性セシウムの飼料作物への吸収移行抑制技術の検討 ・カリウム施用による牧草中の放射性セシウム濃度低減効果の検証	低減効果を確認	
	土壤中放射性セシウムの原木きこのへの吸収移行抑制技術の検討 ・ゼオライト施用による原木きこの子実体の放射性セシウム濃度低減効果の検証	低減効果を確認	林業振興課

主な施策	事業内容	実績	担当課
②残留農薬等検査の効率化	残留農薬検査の迅速化及び効率化を図るための調査研究 ・ポジティブリスト制度に対応するために GC/MS及びLC/MS/MSによる一斉分析法の検討を実施	一斉分析項目数 230 項目	生活衛生課

今後の施策の展開

①安全な農産物等の生産に寄与する試験研究の推進（経営技術課・畜産振興課・林業木材産業課）

- ・環境と調和のとれた農業生産を推進するため、土着天敵や物理的資材などを活用した総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化に取り組みます。
- ・薬剤耐性菌の出現を抑制するため、県内で飼養されている家畜への薬剤使用履歴や家畜の糞便から検出される細菌の薬剤耐性についての調査を定期的の実施します。
- ・畜産物への放射性物質の汚染リスクを低減するため、土壌中の放射性セシウムの飼料作物への吸収移行抑制技術についての検証を実施します。
- ・原木しいたけ等特用林産物への放射性物質の汚染リスクを低減するため、放射性物質の影響を軽減する栽培方法などの検証を実施します。

②残留農薬等検査の効率化（生活衛生課）

- ・一斉分析法による残留農薬等の検査を確実なものとし、検査項目の増加と効率化を図ります。

基本目標4 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(4) 健康危機管理体制の強化

施策目標

食品による健康被害について、未然防止、危害の拡大防止及び再発防止のための危機管理体制を強化し、県民の健康の保護に努めます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
健康危機管理体制の強化	「危害情報の申出」制度に基づく申出のあった情報への対応 【基本目標 1-(8)再掲】	366 件	生活衛生課
	食中毒発生時の対応	12 件 別表 (45 ページ)	
	農薬等が基準を超過して残留した県産農産物の対応 県産農産物緊急事案に係る対応	該当なし	農政課

今後の施策の展開

健康危機管理体制の強化（生活衛生課 ほか）

- 健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするために、健康危機管理体制を常に確認し、平常時から情報収集や関係機関との情報交換などを行います。
- 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第17条の「危害情報の申出」制度に基づき申出があった情報に適切に対応し、健康被害の拡大防止に努めます。
- 「食品衛生法施行条例」に基づき、食品営業者に対し、異物の混入等に関する消費者からの苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものについての情報を報告させることとし、健康被害の拡大防止に努めます。
- 食中毒の発生時には、「栃木県食中毒対策要綱」及び「栃木県食中毒処理要領」により、迅速かつ的確な対応に努めます。
- 従来想定し得なかった健康被害が発生した場合や、原因が不明又は複合的な要因が推定され、多数の死傷者が発生している場合などには、「栃木県健康危機管理マニュアル」により、迅速かつ的確な対応に努めます。
- 農薬等が基準を超過して残留した県産農産物によって、消費者の健康被害が懸念される場合は、「農薬緊急事案対応マニュアル」等により、原因の究明や被害の拡大防止を図ります。

【別表】

平成28年度 栃木県内の食中毒発生状況（宇都宮市を除く）

番号	発生月	保健所	原因物質	原因食品	原因施設	喫食者数(人)	患者数(人)	死者数(人)
1	4月	県南	ノロウイルス	不明（飲食店提供食事）	飲食店	235	88	0
2	6月	県南	カンピロバクター	不明（飲食店提供食事）	飲食店	34	11	0
3	6月	安足	カンピロバクター	不明（飲食店提供食事）	飲食店	30	6	0
4	8月	県西	植物性自然毒 （イグチ科の 野生キノコ）	キノコのバター しょうゆ炒め	—	4	4	0
5	11月	県西	ウェルシュ菌	ホテル提供食事	飲食店 （旅館）	120	42	0
6	11月	安足	ノロウイルス	不明（ボランティア活動で 調理提供した食事）	ボランティア 活動実施 施設	57	32	0
7	11月	安足	ノロウイルス	不明（飲食店提供食事）	飲食店	12	9	0
8	12月	県南	ノロウイルス	不明（飲食店提供食事）	飲食店	46	21	0
9	12月	県南	ノロウイルス	不明（給食施設提供食事）	給食施設	876	268	0
10	2月	県北	ノロウイルス	不明（飲食店提供食事）	飲食店	243	70	0
11	2月	県東	ノロウイルス	不明（飲食店提供食事）	飲食店	25	12	0
12	3月	県北	ノロウイルス	不明（飲食店提供食事）	飲食店	32	17	0
合計 12件						1,714	580	0

Ⅲ 危害情報の申出

条例第17条第1項に基づき県に申出のあった危害情報は、次のとおりです。

情報の種別	平成28年度					
	件数	措置				
		行政処分	行政指導	指導依頼	事実確認不能	その他
食中毒に関する情報	8	6	1			1
腐敗・変敗、異物混入、表示、容器包装、有症状等の不良食品に関する情報	243		176	18	14	35
生産、製造、加工、流通、販売の各段階における食品及び生産設備等の取り扱いに関する情報	115		76	1	9	29
計	366	6	253	19	23	65

集計期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

※ 条例第17条第1項

県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した場合は、県に適切な対応をするよう申出をすることができる。

Ⅳ 施策の提案

条例第19条第1項において「県内に住所を有する者、県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、県に対し、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る県の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう提案をすることができる」と定めていますが、平成28年度中に県に提案された施策はありませんでした。

V とちぎ食の安全・安心推進会議の開催

条例第20条第1項に基づき設置された「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催は次のとおりです。

(第20回)

開催日：平成28年7月25日(月)午後2時～4時

場 所：栃木県庁本館6階大会議室1

内 容：議題

- (1) 生産段階における食の安全・安心について
～「こしあぶら」等の放射性物質基準値超過事案の対応～
- (2) 「平成27年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施結果について

(第21回)

開催日：平成29年1月31日(火)午後2時～4時

場 所：栃木県庁本館6階大会議室2

内 容：議題

- (1) HACCPによる衛生管理の普及推進について
- (2) 平成29年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)について

(委 員)

次頁名簿のとおり

とちぎ食の安全・安心推進会議 委員名簿

H28.6.16現在

No.	氏 名	推薦団体・勤務先等	備 考
1	いじま かずひこ 飯島 一彦	株式会社下野新聞社 取締役	
2	いしい はるお 石井 晴夫	東洋大学経営学部 教授（経済学）	
3	いのせ なおたか 猪瀬 尚孝	栃木県農業協同組合中央会 専務理事	
4	うえの しゅんじ 上野 俊治	北里大学 獣医学部 教授（獣医公衆衛生学）	
5	きくち けいこ 菊池 恵子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会 会長	
6	くめ まりこ 桑 まり子	公益社団法人栃木県栄養士会 会長	
7	さいとう きみのり 齋藤 公則	公益社団法人栃木県食品衛生協会 会長	
8	たけうち あきこ 竹内 明子	栃木県生活協同組合連合会 会長理事	
9	なかむら よしかず 中村 好一	自治医科大学 教授（公衆衛生学）	
10	なかやま まさき 中山 正樹	栃木県農業士	H28.6.16～
11	にしむら ゆき 西村 夕紀	公募	
12	はの すみこ 羽野 澄子	公募	
13	まえだ いさむ 前田 勇	宇都宮大学農学部 准教授（応用微生物学）	
14	ますぶち しょうじ 増淵 正二	フタバ食品株式会社 代表取締役社長	
15	もりた ひろき 守田 浩樹	栃木県議会議員	H28.5.12～
16	やしる ゆきこ 屋代 ゆき子	栃木県女性農業士	H28.6.16～

※任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

（五十音順、敬称略）

用語解説

【あ】

○IPM

IPM (Integrated Pest Management : 総合的病害虫・雑草管理)

総合的病害虫・雑草管理とは、抵抗性品種の導入等により病害虫の発生しにくい環境を整備するとともに、発生予察情報の活用等により病害虫等の発生状況を把握し、各種の防除手段を組み合わせ、適切、かつ効果的・効率的な防除を実施することを通じ、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを維持させるための総合的な病害虫等の管理手法です。

○アレルギーを含む食品

食物アレルギーの原因となる物質を含む食品のことをいいます。近年、この食物アレルギーによる健康被害が多く見られるため、平成14年4月から、アレルギーを含む食品の表示が義務付けられました。

現在は、特定原材料「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」の7品目が表示を義務付けられ、特定原材料に準ずるものとして、「あわび、いか、いくら等」の20品目についても表示が奨励されています。

【い】

○遺伝子組換え食品

ある生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し、種を越えた植物等の生物に組み込むことをい、病気・害虫に強い品種改良により生産量の向上などが期待できます。

平成13年4月から遺伝子組換え食品の安全性審査が義務化され、安全性に問題がないと判断されたもののみが国内で流通可能となっています。

【う】

○牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法）

牛の出生から死亡・とさつまでの個体情報を個体識別番号により一元的に管理するとともに、とさつ・解体処理された以降の牛肉について、消費に至る流通の各段階で個体識別番号等の表示を義務付けることによって、牛肉の個体情報を確認できる仕組みを構築することを目的で平成15年6月11日に成立しました。

○牛のヨーネ病

家畜伝染病に指定されている慢性的な下痢を呈する細菌性疾病です。

牛のヨーネ病は、症状を示さないまま原因菌（ヨーネ菌）を排出する期間が長いことから、感染の拡大を防ぐため、定期検査により感染牛の摘発と淘汰を推進しています。

【え】

○栄養教諭

栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員で、児童生徒の栄養に関する指導及び管理をつかさどります。

○エコ農業とちぎ

化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の低減に配慮した農業、いわゆる環境保全型農業に、新たに「地球温暖化防止」と「生物多様性の維持・向上」「安全・安心・信頼性の確保」を加えた総合的な取組のことです。

○NaI（エヌイーアイ）シンチレーションスペクトロメータ

ヨウ化ナトリウムがシンチレータ（放射線が当たることによって蛍光を示す物質）であることを利用した放射性物質測定装置のことです。

○LC/MS/MS（エルシー・マス・マス）

（Liquid Chromatograph Tandem Mass Spectrometer

：液体クロマトグラフタンデム質量分析装置）

化合物を液体の状態で分離・精製し、その後、イオン化することで含まれる物質の種類や量などを分析し、更に特定の成分について2段階（タンデム）の分析計で調べる装置です。

【か】

○家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン

農林水産省が、畜産物の安全性の確保のため、生産段階におけるHACCP方式の確立を目指し、採卵鶏・ブロイラー・豚・肉用牛・乳用牛の5畜種ごとに定めた衛生管理のガイドラインです。本ガイドラインは、生産現場でも応用できるように、特別な設備・装置や特殊な技術を必要としないで、日常の飼養管理の中で実施できる方式になっています。

○家畜防疫員

家畜伝染病予防法に基づき、知事が任命する県職員（獣医師）で、法律に基づく検査や家畜飼養衛生管理基準の指導など、さまざまな事務に従事しています。

○学校給食衛生管理基準

学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい文部科学大臣が定めた基準です。

○監視伝染病

家畜伝染病予防法で規定される家畜伝染病（28疾病）と届出伝染病（71疾病）の総称で、疾病ごとに対象家畜（牛、馬、豚、めん羊、鶏、蜜蜂等）が規定されています。これらの疾病に罹っている家畜（疑いを含む）を発見した者（原則獣医師）は、家畜保健衛生所に届け出なければなりません。

【き】

○GAP（ギャップ）

GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。GAPを取り入れることにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や食品製造事業者等の信頼の確保が期待されます。

【く】

○くらしの安心サポーター

県が地域において消費者啓発や消費者教育を行う人材を育成するために実施する消費生活リーダー養成講座の修了者等を「くらしの安心サポーター」として認定します。

くらしの安心サポーターは、行政と消費者のパイプ役として、地域において自らの知識・経験を生

かした消費者啓発活動や見守り活動の実施、消費者からの意見・要望等を行政へ伝達するなどの活動を行います。

○くらしのセミナー

消費者を取り巻く環境が急速に変化していく中で、消費者一人ひとりが主体的かつ合理的に行動できるようにするため、公民館や集会所、学校や福祉施設、事業所など県民の依頼を受けた身近な地域に出向いて、県が消費者団体と連携して実施する消費生活の基礎知識や悪質商法への対処方法などに関する講話や寸劇などの出前講座です。

【け】

○ゲルマニウム半導体検出器

半導体にゲルマニウムを用いた放射性物質測定装置のことで、測定能力がとても高いことから食品等のモニタリング検査に使用されています。

○健康長寿とちぎ応援企業

健康づくりに関する啓発資材の提供や講演会の開催等を通じて県民の健康づくりを応援する企業です。

○健康な食事

「健康な食事」とは、健康な心身の維持・増進に必要とされる栄養バランスを基本とする食生活が、無理なく持続している状態を意味しており、その実現のため、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の実践について普及啓発を行います。「健康な食事」の普及のため、厚生労働省は、生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安について示しています。

【こ】

○公開ほ場

エコ農業とちぎ及び有機農業の県民への理解促進や技術の普及・啓発を図ることを目的として、公開している田、畑、果樹園などです。

○個体識別番号

牛の個体を識別するために、農林水産大臣が牛ごとに管理者に通知する10桁の番号です。

○米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）

米穀等に関して、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀等を取り扱う業者に対し、取引等に係る記録の作成・保存（トレーサビリティ）及び産地情報の伝達を義務付ける目的で、平成21年4月17日に成立しました。

【さ】

○再生利用事業計画認定制度（食品リサイクルループ認定制度）

食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が肥飼料化等を行う事業者及び農林漁業者等と共同して、農畜水産物等の利用の確保までを含めて作成した再生利用事業計画について、国が認定する制度です。認定を受けた場合には、肥飼料化等に関し、廃棄物処理法、肥料取締法等の特例措置が設けられています。

○再生利用等

食品リサイクル法では、発生抑制、再生利用、熱回収、減量のことをいいます。なお、食品リサイクル法に基づく基本方針により、再生利用手法の優先順位として、飼料化、肥料化、その他の再生利用（炭化、メタン化等）の順とすることが明確化されています。

○残留農薬一斉分析法

農作物の栽培又は保存時に使用され、食品中に残留した農薬を残留農薬といい、ポジティブリスト制度により数多くの農薬成分の分析が必要になりました。そのため高度な分析機器を用い農薬成分を一度にできるだけ多く分析する方法をいいます。

【し】

○GC/MS（ジーシー・マス）

（Gas Chromatograph Mass Spectrometer：ガスクロマトグラフ質量分析装置）

気化しやすい化合物を気体の状態で分離・精製し、その後、イオン化することで含まれる物質の種類や量を分析する装置です。

○施策提案制度

県民が、県に対し食品の安全性を確保する目的で制度の新設や運用の改善等の施策を提案することができる制度です。施策を提案する場合は、施策提案書を提出することが必要です。

○収去検査

家畜防疫員や食品衛生監視員が工場や販売店に立ち入り、試験検査用として食品・飼料等を法律に基づき無償で持ち帰り検査することをいいます。

○飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法において、家畜飼養管理の方法に関し、家畜（牛、豚、鶏等）の所有者が守るべき基準として定められています。具体的には、家畜の伝染性疾患の発生を予防するとともに、安全な畜産物を生産するためには、畜舎の清掃や消毒の励行等日常衛生管理を徹底し、家畜伝染性疾患の病原体の汚染を減らすことが重要なことから、そのために必要な飼養管理上の留意事項について、家畜の種類ごとに20数項目が規定されています。

○条例第17条に基づく制度（危害情報の申出制度）

県民が人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した場合、県に対し適切な対応をするため申出をすることができる制度です。申出者は、住所、氏名を明らかにする必要があります。

○食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○食生活改善推進員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域における健康づくり活動を実践及び推進することを目的に、市町等において開催される「食生活改善推進員教育事業」の教育を受けて、健康づくりのためのボランティアとして他の組織の方々と協調しながら活動している方です。

○食中毒調査支援システム（NESFD）

（National Epidemiological Surveillance of Foodborne Disease）

食中毒事件の調査に係る対応を支援するため、関係機関である厚生労働省、地方厚生局、国立研究機関、地方自治体及び地方衛生研究所間で即時情報共有を行うためのシステムです。食中毒関連情報の集約・共有、Web会議による緊急時対応支援、職員研修の機能があり、平成22年4月から運用が開始されました。

○食と農の相談室

県農政課及び各農業振興事務所に設置した、食と農に関する相談窓口のことです。

○食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、食品営業施設に立ち入りし、食品や帳簿類を検査し、試験に必要な食品などを収去するため、また食品衛生に関する指導をするため厚生労働大臣、都道府県知事等がその職員の中から任命した者です。医師、獣医師、薬剤師など、所定の資格が必要です。

○食品衛生指導員

食品事業者で構成する（公社）栃木県食品衛生協会の会員で、養成教育の課程を修了した者を、協会会長が委嘱するもので、自主活動として食中毒、食品事故等の未然防止、衛生水準の向上を図るため、営業施設に対する巡回指導、啓発活動や新規開業者に対する事前指導や相談業務を行います。

○食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、食品衛生の向上に関する自主的活動に協力的で、社会的信頼があり、かつ、地域の食品衛生活動に積極的に取り組んでいる者の中から知事が委嘱するもので、地域における衛生水準の向上のために、営業施設などの衛生管理方法や食品衛生に関する事項についての相談、指導、助言を行います。

○食品衛生責任者

「食品衛生法施行条例」で、営業施設に設置することが義務付けられている者で、調理師等の有資格者のほか講習会の課程を修了した者の中から任命され、施設及び食品取扱い等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行います。原則として、1施設1名の設置が義務付けられています。

○食品衛生責任者再教育講習会

食品衛生責任者に対して食品衛生に係る最新の知識等自主管理に必要な事項を修得させるために開催している講習会です。栃木県では、食品衛生責任者は、この講習会を3年に1回以上受講することが義務づけられています。

○食品循環資源

食品廃棄物等のうち、飼料や肥料等の原材料となるなど有用なものをいいます。

○食品添加物

食品の製造の過程等で、食品に添加、混和すること等により、食品の品質や保存性の向上、着色、調味、酸化防止などのために使用します。

食品衛生法により、厚生労働大臣が指定していない食品添加物の販売、製造、使用などが禁止されているほか、使用が認められている添加物について、規格、使用基準、表示の方法などが規定されています。

○食品廃棄物等

食品製造の段階で発生する副産物（米ぬか、ビール粕、果汁粕等）、食品加工調理段階で発生する調理屑や利用されなかった食材、食品流通段階で発生する余剰食品や期限切れ食品、食品消費段階で発生する食べ残しなどです。

○食品表示相談窓口

食品表示法に基づく食品表示の適正化を図るため、広く県民及び食品関連事業者から相談等を受け付けます。県くらし安全安心課、健康増進課、生活衛生課の他、健康福祉センター7カ所及び農業振興事務所7カ所に設置されています。

○食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品廃棄物等の発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することとして制定されました。食品関連事業者には業種別に再生利用等の実施目標を定めるとともに、食品廃棄物等の多量発生事業者（年間100 t 以上）には発生量等の定期報告が義務付けられています。

○食品ロス

食べられるにもかかわらず、廃棄されている食べ物のことです。例えば、賞味期限切れで販売できなくなったものや生鮮食品、惣菜等の売れ残り、飲食店で客が食べ残した料理や提供できなかった仕込み済みの食材、家庭での食べ残しや調理しないままの食材などです。

○人獣共通感染症のサーベイランス

人間と家畜の両方に感染する病気を人獣共通感染症といい、その予防等の対策を行うため、感染動向を定期的な検査等により監視することを言います。

【す】

○水産用医薬品

動物用医薬品のうち、水産動物の病気の診断、治療、予防に使用されるものです。

【た】

○大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設等における食中毒を予防するために、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項等を示したマニュアルです。

【ち】

○地域農産物

地域内（最大で県内）で生産された農産物・水産物・特用林産物（きのこ等）及びこれらを原料として製造した農産加工品です。

○地産地消

地域で生産された農産物を当該地域で消費しようという取組です。農産物直売所や農村レストラン、地域の農産物を使った学校給食、さらにはレストランやスーパー、ホテル等にも、こうした動きが広がっています。

【と】

○動物用医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品のうち、家畜（牛、豚、鶏等）や養殖魚に使用されるもので、抗生物質や一般薬などがあります。同法により、医薬品ごとに使用対象動物、用法・用量及び使用禁止期間等が定められています。

○登録再生利用事業者制度

食品リサイクル法に基づき、食品循環資源を原材料とする肥飼料化等を行う事業者を国が登録する制度です。登録を受けた場合には、「再生利用事業計画認定制度」に準じて特例措置が設けられています。

○特定給食施設

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設です。

○栃木県GAP規範

農産物の生産段階において、農産物の安全確保や作業者の衛生管理を図る観点から、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「農業生産工程全般」の4区分について、法令等で定めがある事項はもとより、法令等で定めはないものの農業者が守るべき事項58項目を規定しています。

○栃木県健康危機管理マニュアル

県民の生命の安全と健康の確保を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ適切に健康危機管理対策が行われるよう、初動体制等を確立するための手順を定めたものです。

○栃木県食中毒対策要綱

大規模な食中毒の発生時には、必要に応じ連絡会議、対策本部を設置し、関係機関との迅速な情報交換、十分な連絡調整を行い、原因究明、発生拡大防止、効果的な対策等円滑な処理を図ることなどを定めたものです。

○栃木県食中毒処理要領

食中毒やその疑いがある事例が発生した際に、迅速かつ的確な調査を行い、原因食品・原因物質・汚染源等の究明のための調査・事務処理等の具体的方法を定めたものです。

○栃木県食品安全推進本部

栃木県における食品の安全確保に関する総合的な施策を推進するため、知事が本部長となり平成16年5月設置されました。本部の下に幹事会を置き情報の収集分析を行い、さらに必要に応じ検討委員会が幹事会に諮る事項を調査、検討します。（事務局：生活衛生課）

○栃木県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、県が行う年間の食品衛生監視指導の内容を定めるものです。

本県における食品営業施設等への年間立入予定回数は、各業種ごとに危害度、過去の行政処分、指導状況、製造販売される食品の広域流通性、営業の特殊性を勘案して、監視指導の重要度により、5段階に分類しています。

○栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎHACCP）

県内の食品事業者の衛生管理を推進させるため、HACCP（ハサップ）の手法を取り入れて、基本的な衛生管理を確実に続けることができる施設を認証する制度です。

県の指定した第三者機関が、認証基準を満たしているか審査して認証します。認証を取得した施設と認証施設で製造された製品には、右のマークを表示することができます。



とちぎHACCPの認証マーク

○栃木県食品表示適正強化月間

食品営業者等への適正な食品表示の指導のため、強化期間を定めて、「食品表示法」及び「景品表示法」所管行政機関が連携し合同で立入調査を行っています。現在は、8月と12月を強化月間と定め、県、農林水産省、宇都宮市が合同で監視を実施しています。

○とちぎ県政出前講座

県民からの要請により県担当職員が集会場等の場に出向いて、教育、福祉、産業、くらし、環境など、県が重点的に取り組む事業や県民生活に関係の深い事業について分かりやすい説明を行っています。食の安全・安心に関することとしては、食品の安全性の確保に関する施策や国内外の食品に関する最新の話題等について説明し、食品に対する基本的な知識の理解促進を図ります。食の安全・安心に関することについてのお問い合わせ先は、生活衛生課です。

○栃木県特別表示認証食品（Eマーク食品）

県産農産物を原料に、県内の食品加工業者がこだわりをもって加工した優れた食品を対象に、栃木県が品質や表示について基準を定め、これに適合するものを認証した食品です。



○栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間

ノロウイルスを原因とする食中毒は、冬季に多発し大規模化する傾向があることから、11月1日から翌年3月31日までの期間を「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」と定め、関係団体等に対し幅広く注意喚起し、また、食品事業者への衛生指導の強化に努めています。

さらに、定点医療機関あたりの感染性胃腸炎の報告数が増加し、ノロウイルス食中毒の発生の危険性が高まった時点で「ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信し、更なる注意喚起を行います。

○栃木県リサイクル製品認定制度

循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）を原材料として、主に県内で製造されているなどの要件を満たしたリサイクル製品を「とちの環エコ製品」として県が認定する制度です。

認定製品は、「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。



○とちぎ食育応援団

学校教育や地域活動の中で、食や農の知識や技術などの指導・実践活動を通して、食育推進に協力してくれるボランティア（個人・団体・企業）のことです。

主な活動として、食生活改善・栄養健康管理分野や農林水産物の生産分野、食文化・郷土料理・地産地消分野等があります。

○とちぎ食育推進月間

本県における食育の重点的かつ効率的な普及を図るため、毎年10月を「とちぎ食育推進月間」とし、関係機関・団体の連携のもと、各種イベント等を集中的に実施しています。

○とちぎ食の安全・安心推進会議

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき設置された県の附属機関で、平成19年2月に第1回の会議が開催されました。基本計画を定める場合等食品の安全性に関する事項を審議しています。

○とちぎ食の安全・安心パートナー事業

とちぎHACCP認証事業者及びリスクコミュニケーションを積極的に推進している事業者を「とちぎ食の安全・安心パートナー」として登録し、官民協働による県民の食品安全知識の向上と食の安全・安心に関する理解促進を行う事業です。

活動内容としては、広告等における食品安全情報の掲載や、営業施設等において県が提供するポスターの掲示及びパンフレットの配置等、県民への積極的な食品安全情報の提供です。

○とちぎ食の安全ネットワーク

平成15年6月に、栃木県生活協同組合連合会が呼びかけを行い、消費者、生産者等の様々な立場の団体、個人が参加するネットワークとして発足し、食の安全確保のために活動している団体です。

○とちぎ食べきり15（いちご）運動

宴会での食品ロス削減を目的とした、宴会のはじめとおわりの15分間は、自分の席で料理をおいしくいただく「食べきり15（いちご）タイム」とする運動です。

○とちぎの地産地消推進店

県産農産物を使用した料理を提供しているお店や、県産農産物コーナーを常設している小売店など、「地産地消」に取り組んでいるお店を（一社）とちぎ農産物マーケティング協会が認定しています。

○とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）

化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の半分以下に減らした農産物を県が「とちぎの特別栽培農産物」として認証しています。

認証を受けた農産物には、「リンク・ティ」マークが貼付され、消費者に安心して信頼のおける農産物を提供しています。



○とちぎのヘルシーグルメ推進店

料理の栄養成分表示や健康に配慮したメニューを提供することにより、飲食店や弁当販売店等を利用する県民が自分に合った食事を選択できるよう、健康な食生活を応援するお店です。



ヘルシーグルメ推進店のマーク

○と畜場と食鳥処理場

と畜場とは、食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊及び山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設をいいます。また、食鳥処理場とは、鶏、あひる、七面鳥などのとさつ、解体を行うために設けられた施設をいいます。

○ドライシステム化とドライ運用

ドライシステムとは、調理器具等から床に水を落とさない構造にすることで、床を常に乾いた状態にし、調理場の湿度を少なくすることで細菌の繁殖を防止し、跳ね水による二次汚染を防止するシステムです。

ドライ運用とは、ドライシステム化されていない従来型のウエットシステムの調理場を調理器具の改善や作業方法の工夫によってドライシステムと同様の効果が得られるような方法で運用することです。

○トレーサビリティ

トレース（Trace：足跡を追う）とアビリティ（Ability:できること）を合わせた言葉で、「追跡可能性」を意味します。食品の生産・流通経路及び所在等を記録・保管し、食品とその情報を追跡・遡及できるようにする仕組みです。

【の】

○農業の6次産業化

農業者が農産物の生産（1次産業）だけでなく、自ら生産した農産物を用いて、商品の製造・加工（2次産業）や、販売（3次産業）に取り組むことにより、農産物の付加価値を向上させて、収益力を高めることです。

○農薬管理指導士

農薬販売者、農薬使用者及び営農指導員などに対して、農薬に関する専門的な研修を実施し、認定試験に合格した者を、農薬の安全かつ適正な使用及び環境への負荷の軽減を図る指導的な役割を担う「農薬管理指導士」として認定しています。

○農薬緊急事案対応マニュアル

流通段階にある県産農産物において、関係法令で定める基準値を超える残留農薬の検出等により、その安全性が危惧される事案が発生した場合の関係機関等の対応について定めたものです。

○ノロウイルス

カキやハマグリなどの二枚貝が保有し、人の小腸のみで増殖します。ノロウイルスに汚染された非加熱もしくは加熱が不十分な食品を食べることによって食中毒を発症する場合と、人から人へ感染し消化器症状が現れる場合があります。

【は】

○バイオマス

生物由来の再生可能な有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたものです。具体的には、農作物残さ、資源作物、もみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、林地残材、剪定枝などです。

○バイオマス産業都市

バイオマス産業都市とは、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性

が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域です。

○H A C C P（ハサップ）

（**Hazard Analysis and Critical Control Point**：危害要因分析及び重要管理点）

一般的にハサップといい、原材料の仕入れから出荷までの各工程において、危害防止につながるポイントを重点的に監視・記録することにより、製品の安全性を確保するシステムです。

【ひ】

○B S E

B S E（**Bovine Spongiform Encephalopathy**：牛海綿状脳症）

牛の病気で、感染した牛の脳組織に空胞ができて海綿状になり、中枢神経に障害を受けるため行動や運動に異常を示します。原因は、十分に解明されていませんが、プリオンというタンパク質が異常化したために発生すると考えられています。

【ふ】

○フードバレーとちぎ推進協議会

平成22年11月、県内の農林漁業者や食品製造業をはじめとする食品関連企業、産業支援機関など“食”に関する幅広い主体が結集し、活発に交流・連携する場として設立した協議会です。（平成28年度末828企業・団体が加入）

○フードマイレージ削減

食料の生産地から消費地までの距離（「フードマイル」）に着目し、地域でとれた食料を食べることで、輸送に伴うエネルギーをできるだけ減らし、環境への負荷を軽減しようという取組です。食料輸送量(t)×輸送距離(km)=フードマイレージ(t・km)で示されます。

【ほ】

○放射性物質

放射線を出す能力をもった物質のことです。自然界に存在するものもあり、土壌や植物から検出されることがあります。

○放射性物質測定装置

放射性セシウムや放射性ヨウ素といった放射性物質から出る放射線の量を測定するための機器で、一般的には、放射線を出す能力を表す「ベクレル」という単位を用いて測定します。

○ポジティブリスト制度

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について「一律基準」（0.01ppm）で規制し、残留等を認めるものについてリスト化することを言います。これにより、農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則として禁止されます。

【む】

○無承認無許可医薬品

医薬品は、そのものの品質、有効性及び安全性について国や県の審査を受け、承認及び許可を取得しなければ市場に流通させることはできません。これらの承認と許可を受けずに医薬品の成分を含有

するもの、医薬品的な効果効果等を標ぼうして流通しているものを無承認無許可医薬品といいます。

【や】

○薬剤耐性菌

薬剤（抗菌剤）に対し抵抗力を持ち、薬剤が効きにくくなった菌のことです。薬剤耐性菌の出現の原因としては、薬剤の連用や過剰な使用が考えられています。薬剤耐性菌の発現を防止するためには、薬剤を適正に使用しなければなりません。

○薬剤感受性

ある微生物に対してある薬剤が有効な場合、微生物はその薬剤に対して感受性があるといいます。特定の薬剤が効くか効かないかを感受性試験（検査する薬剤を加えた培地で、特定の微生物が生育可能かを調べる試験）により判断します。

【ゆ】

○有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業です。

【り】

○リスク

食品中にハザード（※）が存在する結果として生じる、人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）です。食品の「リスク」とは、その食品が健康に及ぼす悪影響の確率と、その深刻さの程度を合わせた科学的な考え方で、単に危険を意味するものではありません。

食品として体の中に入る様々な物質は、毒性の低いものでも、その摂り方や量が度を過ぎれば「リスク」は大きく、毒性の強いものでも体に入る量が極めて少なければ「リスク」は小さいと言えます。

※ハザード（危害要因）：人の健康に悪影響を及ぼす原因となる可能性のある食品中の物質または食品の状態のことです。有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等の化学的要因、放射線や食品が置かれる温度の状態等の物理的要因があります。

○リスクコミュニケーション

リスク評価機関（科学者、専門家）、リスク管理機関（行政）、消費者、生産者、事業者、流通、小売などの関係者がそれぞれの立場から、相互に食品のリスクについて情報や意見を交換し、皆が理解し、納得できるように話し合うことです。

【れ】

○レジ袋削減の取組

レジ袋削減の取組を環境にやさしいライフスタイルへと変えるきっかけとし、県民総ぐるみの地球温暖化対策へとつなげていくことを目的として、事業者、消費者団体、市町、県の4者協定による「レジ袋無料配布の中止」を推進しています。